

平成20年12月9日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	北	村	和	博
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	藤	家	敏	昭
会	計管理者兼会計課長	北	御門	敏	則
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	中	川		宏
財	政課長	打	上	俊	雄
市	民課長兼選挙管理委員会事務局長	中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	峰	松	靖	規
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	迎		和	泉
商	工観光課長	田	中	敏	男
都	市建設課長	平	石	和	弘
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	福	岡	俊	剛
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	谷	口	秀	男
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成20年12月9日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成20年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	14 松 尾 征 子	1. 市民の生命とくらしを守る市政を (1) 子どもと女性の福祉について (2) 高齢者の福祉について (3) 障害者の福祉について (4) 生活保護制度について (5) 国民健康保険証のとりあげ問題 2. 「食の安全」と「食料の自給率」の向上のために 3. 市民の生活の足の確保を
2	8 福 井 正	1. 今後の鹿島市の財政推移について (1) 地方債の推移 (2) 財政指標の推移 (3) 剰余金や基金の使途 2. 鹿島市の財政支出要素について (1) 佐賀県西部広域環境組合新清掃工場建設計画 ①建設負担金割合 ②運転経費負担金割合 (2) 公共下水道 ①今後の下水道計画 ②今後の下水道の財政 3. 行政評価システムについて
3	2 松 尾 勝 利	1. 有明海再生に対する市の考え方を問う (1) 鹿島地先の漁場環境について (2) 環境アセスメントへの対応について 2. 三者合意（長崎県・佐賀県・J R九州）後の市の振興策について

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

おはようございます。14番松尾征子です。通告により一般質問をしたいと思います。

先月の28日に通告書を出しましたが、特に私は今回、福祉の問題を中心にとりようなことで出しておりましたが、本当に私はきょうは、実はどうなるかなと思っていますが、通告を出したそれからの鹿島市民の生活の状況というのが急変しています。何を根拠にそう言うかということ、その後、連日のように仕事をなくした人、収入が激減した人などの相談が相次ぐというような状況が、これまでになく多く見られるようになりました。私は本当に今の状況というのは、よその地域が特にひどいかと思っておりましたが、その波というのが同じように鹿島の市民の生活にも来ているという実態を見たときに、きょう、私は本当にその基本的なところで、絞って質問をしなくちゃいけないなという感じを受けながら来ておりますが、執行部の方には突然の質問も出るかもわかりませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

小泉構造改革は、政府が期待をかける企業にはもうかるようにして、中小零細企業には厳しく当たってきました。その結果、個人経営の企業や商店がどんどん不良債権処理などで転職、廃業しなければならない事態に追い込まれていきました。弱きをくじき強きを助ける政策を自公政権は進めてきたのです。そして、その政策というのは、企業だけにとどまらずに個人に対しても選別を進めてきました。99年、まだ皆さんも記憶にあると思いますが、竹中平蔵さんを中心に行き過ぎた平等がよくないとの意見書を政府に提出しました。日本社会は平等過ぎるから国民がやる気をなくすのだというわけです。小泉当時の首相も「格差の何が悪い」と、このような発言をしました。格差がないと、人や企業はやる気を起こさないというわけです。格差の拡大を目標にするような政策を推進し、実現したのが小泉構造改革だと思います。しかし、国民が幾ら頑張っても、どんなに頑張ってもどうにもならないという事態を多くの国民が体験をしました。そして、このことは、ただ個人の力がないとか、そういうこととか、資質の問題ではないということが明らかです。企業がもうかれればおこぼれが国民に回ってくるというのが政府の考えだったわけですが、決してそうではありませんでした。構造改革が、その政策が景気を悪くし、税収が落ち込みました。政府は日本の経済が危機的だと言っていますが、実際には巨額の借金があるのも事実だけれども、同時に借金を上回る資産もあると言います。そして、これまでの政府の財政再建は、経済的に弱い人たちに負担を負わせることばかりではなかったでしょうか。小泉内閣の強きを助け、弱きをくじく、この政策はまさに財政面でもやり抜いたと言っているでしょう。2,200億円の社会保障を毎年削るような中で、消費税を上げて財政を健全化させようという話も出ていますが、許せるものではありません。

このような中で、国民生活に貧困の格差をもたらし、人が人として生活できない状況をつくり出しました。さらに、それに追い打ちをかけるようにアメリカの金融危機の影響は急速

に日本経済にも出てきました。利益が落ち込んだといっても一部の大企業はまだ利益は予想されており、さらには莫大な余剰金をため込んでいます。大企業はこれを理由に、大量に労働者を首切るなど、国民の生活はますます追い込まれています。中小企業へは深刻な打撃を与えています。このために国民の暮らしはこれまでになく行き詰った状況になってきました。そして、このことは鹿島市民にも同じ影響を受けています。一番は仕事がないことです。特に若者や子育て世代の人たちにとっては大変な事態を生み出しています。「突然解雇を言い渡された」、「週に二、三日しか仕事がない」、「1日に数時間しか働けない」、このような状況の中ですから、家庭の生活設計は崩れ、先の計画などは立ちません。

つい最近、40代の御夫婦がいらっしゃいました。これまではちゃんとした収入があっていたと。そのことを基本にしながら住宅を建てたと。ところが、収入が半分以下に減って、住宅費のローンさえ払えない、生活費も出てこない、どうしたらいいだろうかというような相談でした。また、ある50代の男性は「夕方にならないとあしたの仕事が入らない。そして、その仕事もしょっちゅうはない」と。「ひどいときには1カ月のうちに3分の1もなかった」と。「じゃあ毎日どうしているの」と聞きました。「動けばお金が要る。その間、私はじっとアパートにいます」ということです。人間のやることでしょうか。そういう相談が今、相次いでいるんです。収入が激減だけでなく、最悪のときには収入がなくなるわけです。ですから、家庭もバラバラです。

こういう状況の中で、ひとり親家庭がふえるというのも珍しくありません。ひとり親家庭では子供を家に置いて夜遅くまで働く女性も珍しくありません。一番手をかけなくてはいけぬ義務教育の時期に子供を家に置き、夜遅くまで働かなくてはいけぬ、もちろん昼も働かなくては生活できない、そういう状況もあります。そういう状況ですから、足りない分は生活費その他でサラ金に手を出さなくてはいけぬというのも今ふえてきました。最近しばらくサラ金の相談が減ってきたねとうちの事務所で話しておりましたが、本当に今日のようにその相談がふえています。少しずつ借りているつもりが、いつの間にか驚くように膨れ上がり、もうどうにもできない状況になってきたというような実態です。「あんたがそうやったとね」と言わんといかんような人までそういう事態があるわけです。

さて、高齢者も大変です。わずかな年金から介護保険料や後期高齢者医療保険など直接天引かれるようになって、食事の回数を減らす人も珍しくありません。それでなくても、まともな復職ができるはずがありません。家を出て買い物に行きたくても金がなくて出かけることができない。この寒さの中でストーブもまともにたけず、部屋の中で毛布をひざにかけ、静かに日の暮れるのを待つという人も私は何人も見てきました。障害者の方も大変です。健常者の人でも仕事なくなった今日、よっぽどでない障害者の人たちの仕事がありません。そこまで回っていきません。

さて、日本国憲法は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有す

る。」と25条でうたっています。さて、私は先ほど今日の社会情勢、経済状況の中で、ほんの一部のことを述べましたが、憲法で保障された生活とはおよそほど遠いものであると思います。

そこで、今そういう人たちに手を差し伸べてやることができるのが生活保護制度だと思います。この生活保護制度は、先ほどから申しました憲法25条を受けて、生活苦や経済的貧困、病気などの社会的貧困から国の責任で国民を守ることを目的としてつくられたものだと思います。経済的理由で生活に困っている人は、だれもが生活保護の申請ができるわけです。もちろん条件があります。平等に保護が受けられることになっておりますが、鹿島市のこれまでの取り組みはどうなのか。憲法と生活保護基準に沿った対応が十分にできていると思われるのかどうか、まずお尋ねをします。

次に高齢者の問題ですが、高齢者の方が病院に入院をしておられても、完治しないのに退院をしなくてはいけないという例は多くあります。自宅に帰って看病をする人があっても、家族は仕事に出なくちゃいけない。特に大変なのはひとり暮らしの場合は大変です。介護保険制度などもありますが、利用料やサービスの限度などがあるために十分に家庭での介護が受けられません。私の知った高齢者の方も、退院をしたら、また何日もせずにはすぐ入院をしなくてはいけないというようなそういう事態にある方もあります。高齢者の人たちがこれまで頑張ってきて、年をとってからこんなに不安定な、そういう生活をさせていいのでしょうか。私はこういう高齢者の人たちに対して、安心して病気の治療ができる、また自宅での生活ができるような体制を市が積極的につくっていかないと、これよりまだ高齢化が進む中で大変な事態になると思いますが、こういうことに対して市はどのようにお考えなのか、お答えください。

さらには、こういうひとり暮らしのお年寄りがふえているという問題で、そういう人たちの安否の確認がどういう形でなされているかということです。先月、高津原のある住宅、西峰団地でしたが、御用の方が行かれたら返事がないということで、遠くにいらっしゃる家族の方にお問い合わせをされたけどいらしていない。行かれたら倒れていらしたというような事例がありました。そのときはたまたまそういう形で、何かの御用があって行かれたからよかったわけですが、これが何日も行かれていなかったらどうなただろうかと、本当に背筋の寒い思いといいますか、本当にそういう気がいたしました。

それで、今、なかなか私は私、あなたはあなたというような、そういう時代もあるわけですが、お互い昔から一緒に住んでいる地域では、やっぱり電気がつかない、さあカーテンがあかないというようなことでお互いの安否を確かめ合うというのがありますが、なかなか今の状況の中でそれができない状況もあります。ですから、今、もちろん民生委員さんとか区長さんたちなどが、いろいろと対応されている分もありますが、手の回らない分もあるわけで、そういう事態が出るわけですね。ですから、そういうのに対して、今、市は具体的に

どういふ対応をしながらひとり暮らしの安否を確認されているのかということでお尋ねをしたいと思います。

ちょうどけさ、出るときテレビがあっていましたが、何か1人のヘルパーさんなんでしょうか、500人ぐらいですかね、400人ぐらいですかね、人を見ているということで、4カ月に1遍しか行けない。行ったときには御主人がいらしてお話をしたんだけど、その御主人が痴呆症で既にそのときはもう奥さんは亡くなっていたんだけど、そのことがわからなかったなどという、そういう放映もあっていましたが、そういうことは絶対にあってはならないことだと思いますが、鹿島市ではそのようなことについてどのように対応なさっているのか、お尋ねをします。

次に、今社会問題となっておりますのが、妊婦の病院のたらい回しの問題ですね。この件については、若いお母さんたちはやっぱり心配なようです。今なかなか子供が産めない状況、特にこれは経済的な状況で子供が産めないという状況が非常に多いわけで、鹿島市でもなかなか多くなっていかないわけですが、それに輪をかけて今回のような事件を見た若いお母さんから、子供を産む条件はあるんだけど、もし何かあったときに病院の問題、その他の問題で、心配だから子供を産む気にならないというような、そういう声も聞かれるようになりました。

お尋ねをしますが、鹿島市でこのような状況が今まで起きたことがあるのかどうか、鹿島市はそういう妊婦の受け入れに対しては完全に安心できる状況なのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、国保証の取り上げの問題です。

国民健康保険証の取り上げの問題は、私はこれまで一貫して国保税滞納と国保証の発行は別の問題だと。国保証1枚が市民の命を守る大事な問題だということを追及を続けてきましたが、最近になって社会的な問題として、子供たち、乳幼児から小・中学校までに対しての国保証の発行がされていないということが大きな社会問題になったと思います。このことはもう既に皆さんも御承知だと思います。

これは厚生労働省が発表した資格証明書の発行に関する調査です。国保証の滞納によって保険証を返還され、資格証を交付されている世帯がどれくらいあるかというのを調べたわけですが、全国で3万2,903人ということがそのとき問題になって、これが大きな社会問題になったわけです。私は佐賀県内の状況を調べてみました。佐賀県でも、これは9月15日現在の実績ですが、8市1町で161世帯、260人の子供に保険証がいないという形です。さらには、鹿島市ではどうなのかということですが、鹿島市では資格証明書を発行されている世帯が139世帯、全体の世帯数の3%ぐらいです。そして、さらには子供のいる世帯で20世帯、そして、それが全部で36人。今、議員の皆さんはお手元に表を上げていると思いますがね。全県的に見ますと、20世帯の36人、数字的にはそうでないとおっしゃる方もいると思います

が、これは1人でもあってはならないことですが、全体的にも非常にこの発行率が高いんですよ。そういう中で、私はやはりこのことは早急に解決をしないといけない問題だと思います。

児童福祉法の中には、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」、それから「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」などということが書かれているわけですが、こういう実態を見ると、およそこれに沿ったものでないと私は思います。早急にこのことを解決しなくちゃいけないと思いますが、きのうの毎日新聞、そして、きょうのも載っていましたが、実際にどうだったかというような問題が載っているんですよ。例えば、風邪を引いても、子供がそのことは分かっているから親には言えなかったというような、そういうことを子供が言っているとか、まだひどいのは学校の問題ですが、修学旅行に行くときに「保険証のコピーば忘るんなよ」と、「忘れた者は連れて行かんぞ」と先生が言う。先生はそういういろんなあれはなかったと思いますが、そういう事態も起きているというようなことが書かれているんですよ。それから、子供が病気になってどうしようもなかったので、「保険証を忘れましたと言って行きました」というような事例も書かれています。それから、県内でもいろいろありました。例えば、ひどい骨折をした子供が保険証がないので、ある市ですが、鹿島じゃありません、行ったら滞納の半額を納めんと保険証をやらんということで保険証がもらえなかったという、そういうのもありました。県内で虫歯を治療しなさいと言われてたけど、保険証がなかったので行っていなかったら、1年たったときにはもう本当に手のつけられないようなひどい状況になったとか、いろんな事例が出ているんですよ。

そういう状況にありますので、私は乳幼児から小・中学校の子供たちのいる家庭には、直ちに資格証明書じゃなくて保険証を発行すべきだと思います。国が今いろんな動きがあります。既にきのうの夜のニュースなんかでも申しておりましたし、また新聞でも「無保険時救済法案成立へ」などと書かれて、今いろいろ話し合いはなされておりますが、まだ具体的には決まっておりません。例えば、それが決まったにしても、きょう決まってあしたからというわけにはいかないわけで、私は直ちにこのことを取り組んでいただきたいと思うんです。例えば、あしたからでも病院にでも通知をする。例えば、保険証をそこに配るまでには長くかかるかもわかりませんので、そういう子供たちは保険証があるものとみなして治療をしてやれとか、例えば夜であったって、緊急な場合であったって、そういう措置をとりながら、この子供たちに完全に病院に安心して行けるような対応をしていただくということを私は提供したいと思いますが、このことについてお答えいただきたいと思います。

次に食料の問題です。

食料の問題は、食の安全と食料の自給率ということで上げておりますが、基本的なところでお尋ねをしたいと思います。食料の問題についても、これまで私はいろんな機会に取り上

げてきました。さらに食の安全が脅かされる状況は、まだとめどなく広がっているわけです。特に今回、汚染米事件が明らかになりましたが、これは政府が義務米と言い続けてきた外国米の輸入を進めてきたことで起きた問題です。政府は米の輸入をWTO農業協定上の義務であることを言っておりましたが、日本共産党の国会での追及に対して義務でないことを認めました。しかし、義務でない米の輸入を義務だと言って無理に輸入を進め、そして、その米の流通も責任を持たないで国民の命を脅かしてきたわけです。これは絶対に許せないことです。

さて、このように外国からは汚染米を輸入して国民に売りさばきをしながら、日本の農家には減反を押しつけ、農家の暮らしと経営が立たなくなってきました。その結果、食料自給率が39%しかないと言われていています。日本共産党は3月に農業再生プランを発表して、これをもって全国のいろんな人たちと懇談を行っておりますが、その中で日本共産党は、とりあえず50%に自給率を引き上げることを当面の優先課題にして、あらゆる皆さんとお話をして、そういう提案をしているわけです。

今、世界では深刻な食料不足の中で食料増産を求める声が高まっていると言います。世界では今、飢餓人口が何と8万5,000人にも上ると言われておりますが、国連食糧農業機関では、このことと食物輸出を制限し禁止する国がふえていることが議論になったということです。世界では限られた食料の奪い合いの時代になっているということです。今まで金を出せば食料が手に入ると言われておりましたが、そういう時代はもう終わりだと言われていています。自給率が39%の日本にとっては、大変な事態になってきたと言えるのではないのでしょうか。もし何かあった場合には、本当にたちまち食料がなくなるという状況が目の前にあらわれていると言っても私は言い過ぎでないと思います。

ところが、荒廃した田畑は、簡単にはもとに戻らないと聞きます。そんな中で、減反がいまだに進められているわけですが、ここらでもう減反をやめないと、それこそ大変な事態が生まれるのではないのでしょうか。日本の農業の技術は世界で非常に高いものだ聞いています。例えば、農地1ヘクタールで何人の人を養えるかということですが、オーストラリアでは0.1人だそうです。アメリカで0.8人、日本は何と10.5人だそうです。水田の生産力が高く、日本の農業は高い技術で質のよいものをつくり出してきたからだと言われていています。しかし、そのような日本の農業が今、自民党農政のもとで大きな危機に立っているわけです。特に主食の米づくりの危機です。今、米の値段が1俵当たり平均価格が生産コストを2千円も下回っていると言われていています。農家の労働報酬は時給にすると、全国平均で256円と言います。一部では179円とも聞いています。農家はほかの野菜や果物で、またほかに仕事に出て現金収入をもらいながら米づくりを続けているところですが、それももう限界だということで、若い農業業者も20年間で半減したと言われていています。45%以上が75歳以上だと言われておりますが、鹿島市もさほど変わらない状況だと思えます。何と私は驚きました。500

ミリのペットボトルがありますね。あのミネラルウォーター、あれが大体130円から150円だと思えますね。それにお米を入れると、お米の値段は何と91円だそうです。ちなみに、飲むための牛乳、これが40円。そして、加工のための牛乳は35円だということです。水500ミリと米と牛乳ですね。そういう状況なんですね。水より安い米や牛乳なわけで、ですから、農家がやっていけないのは当然のことだと思えます。共産党の再生プランでは生産者米価を1俵、これは不払い分も含めて、とりあえず今の状況の中で18千円と出しています。農家の皆さんからはそのとおりだという声が上がっています。

このように生産費に見合う米価になれば跡継ぎもできるでしょう。今すぐやらなくてはいけないことは、私は安心して米づくりをし、その米づくりで農家の生活が立っていくような、そういうことを早急にやらなくてはいけないと思えますが、このことは減反をこれ以上指導しないということではないでしょうか。私もあちこち市内を回っておりますが、その中で農家の人との話で一番返ってくるのは、「思う存分米ばつくりたかばい」ということです。そうでしょう。それから、そういうものの価格の保障ばしてもらいたかと。このことを真剣に言っていただきます。私はそのとおりだと思えます。私たちの目の前でとれたお米、これこそ安全なものはないと思えます。こういうふうにしなげら、私は市民の暮らしを守る、農家の経営を守る、そういうことに取り組んでいく必要があると思えます。田畑をつぶして、例えば、そこの跡に建物などが建ってしまったらそれこそ大変ではないでしょうか。この件について、担当としてはどういふふうにお考えなのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に最後になりますが、市民の生活の足の問題で出しておりますが、もうこれはずばり申し上げますが、これまでも取り上げてきました。今まで走っている路線バスのあるところの問題もそうですが、今、高津原地域が非常に高齢化が進む中で大変ななっています。坂道ばかりの部落ですね。ここのところに1,000世帯以上あるわけですが、特に先ほども言いましたが、西峰団地などは高齢者の人が非常に多いです。ですから、すぐ下に行けばスーパーもあります、買い物をした後、そこを登ってくるのが困難なんです。じゃあタクシーでもと言いますが、わずかな年金暮らしの人が多いで、そういうことはできません。ということで、高津原地区を中心にして、大字高津原地域全体の区長会の人と一緒に協力をしながら高津原地区にバスを走らせようという、そういう運動が今盛り上がっています。ただ、この問題で一番は、市として直接これに対応していただけないということに今一番大きな問題があるんです。私はここの大字高津原地区に路線バスを走らせるということは、福祉の面からも大きな問題だと思えます。そういう面ではぜひ市と一緒にやるんだという、そういう意思をここでしっかりと表明をしていただきたいと、このことを私はお願いをしたいと思います。

今まで申し上げてきましたが、もしやっいて赤字が出たら、行政はその心配ばかりです、そうですよ、今まで市長の交渉に行ったときもそうでした。私はまず入ることだと思えます

すよ。みんなと一緒に赤字が出ないように便利なようにやろうと、今一緒になってやろうとしているときに、じゃあもし赤字が出たら、それは心配するのかもしれませんが、その前に取り組んでみようではありませんか。どうかその辺で市の決意を述べていただきたいということを申し上げまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

私のほうから14番議員の市の生活保護制度に対する取り扱いについて、憲法等に基づいてされているのかについての御質問にお答えしたいと思います。

議員も御承知のとおり、生活保護制度については昭和25年5月に現在の法ができたところでございます。現在の憲法第25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定されたことによりまして、国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障することが国の義務ということにされたわけでございます。この憲法によって保障される生存権を実現するための制度の一つとして制定されましたのが現在の生活保護法でございます。このことについては、生活保護法の第1条に、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」というふううたっていることでも明らかかなところでございます。

生活保護法には、制度を運用するに当たりましては、国民が等しく理解し、遵守しなければならない基本原理が1条から4条まで明記されているところでありまして、これらを踏まえながら業務に当たっておるところでございます。

具体的にいきますと、生活保護の申請相談があった場合におきましては、生活保護制度の概要や保護の種類、決定の仕方などについて御説明いたします。それで、申請の意思があらわれる場合には、申請に要する関係書類を渡しています。また、申請におきましては制限などはしておりません。制度内容についての御質問につきましては、事例と合わせながら説明をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

14番議員のほうから私のほうに、1点目として高齢者が安心して生活できる環境づくり、そういうような趣旨の御質問だったと思います。2点目が独居老人の安否の確認を具体的にどのような方法でやっているのかというようなこと、それから3点目が妊婦のたらい回し、鹿島市の状況はどうなっているのかと。それからあと国保証の取り上げの問題が取り上げら

れております。この4点だったと思います。まず簡単なほうから御答弁を申し上げます。

妊婦のたらい回しの件ですけれども、鹿島市ではこういうようなたらい回しがあつたという情報は私のほうには届いておりませんので、ないんじゃないかというふうに考えております。

それから、高齢者が安心して生活できる環境づくりの件でございますけれども、鹿島市が現在とっております施策等について御説明を申し上げます。

まず、19年度の決算において、高齢者福祉事業に対する経費あたりまで含めて御説明を申し上げます。まず高齢者に対する医療費の給付状況でございますけれども、給付自体ですね、治療費のみですけれども、これが37億円。それから介護給付費ですね、これが22億円。それから介護の中に地域支援事業というのがありますけれども、これが67,000千円。それから、あと65歳以上の方にはインフルエンザとか結核検診を無料（117ページで訂正）でやっておりますけれども、これが15,000千円。それから、老人の保護施設の措置費、これが生活に困窮をしているとか、あるいは身寄りがなくてどうしても自宅で生活する環境にないというような方たちを老人福祉法の中で措置をしております。これが19年度は延べ27人ほどあっておりますけれども、これが36,000千円。それから、高齢者の雇用の場の確保ということで、シルバー人材センターに補助しているのが約11,000千円。それから、あと老人クラブの活動費2,200千円。それから、敬老の日の行事交付金、これが4,300千円。それから、高齢者の外出支援というようなこともございます。これが1,000千円程度。それから独居高齢者等に対して家事の援助をするためのヘルパーの派遣、これが2,200千円。あと高齢者の趣味とか、そういうものを援助するために高齢者の陶芸教室、それから、先ほどありましたように安否の確認の関係では福祉電話の設置事業、それから、緊急通報装置の設置、こういうものに1,300千円ほど。それから、介護保険料の負担軽減に約1,000千円、こういうものをやっております。トータルしてみますと、大体65歳以上の方に1,000千円超の事業をやっております。そういうことです。安否の確認については民生委員さん等の助成を受けながら、先ほど言いましたように緊急情報システムとか、それから福祉電話、それから社協に委託して実施をいたしております愛の一声ネットワークですね、そういうものでこの安否確認をしているというところでございます。

それから、あと国保証の取り上げの問題です。このことに関しましては、国民健康保険法の中では、特別に事情がないにもかかわらず長期にわたって保険税を滞納している方に対しては、税負担の公平性等の観点から納税相談の機会を確保する手段として被保険者証の証明書を交付いたしております。ことしの10月30日付で厚生労働省のほうから被保険者資格証明書の交付に際しての留意点ということで通知がまいっております。このことは、先ほど御質問がありました、御指摘がありました子供への資格証明書の発行についてという中身はそういうことでございまして、できるだけよりきめ細やかな対応を求めるということで通知が

あっております。鹿島市のほうでは、従来から子供さんだけではなくて、高齢者等に対しても納税相談を実施しながら、機械的にこの資格証明書を発行するのではなくて、公平性等の確保もしながら短期の被保険者証を発行しております。従来から機械的なこういう資格者証の発行はやっておりません。税務課のほうで細やかな対応をしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

私のほうからは、松尾議員の2点目の食の安全と食料自給率の向上ということでの御質問にお答えをしたいと思います。

今回、御質問いただいた減反政策の件でございますが、減反政策は昭和45年から始まっております。45年の食料自給率、これはその前のしかございませんので、昭和40年を日本の食料自給率は73%でございました。これが10年後、減反政策が始まって以降ですが、昭和50年には54%ということで自給率がダウンをしております。このことは直接この減反政策の影響があるかどうかというのは判断はできません。ただ、結果的にはそういうふうな数字になっているというところでございます。ただ、この制度が出てきまして、これもずっともう三十数年以前のことでありますから、結果ということでは言わせていただければ、このことにより施設野菜等の生産量がふえてきた、あるいは野菜を中心としました品目に多様性が出てきたと。こういうことは、結果的でございますが、評価できるところではないかと思っております。議員おっしゃられましたように、米の自給率はほぼ100%でございます。この面積、今の面積で100%ということは、今からさらにこれ以上ふやせば当然百数十%になると。結果的に、そうなれば価格がダウンしてしまうんじゃないかと、そういうふうなおそれも推測をされるところでございます。

ちなみに、佐賀県の食料自給率というのは、これはちょっと古い数字で申しわけないんですが、15年度が94%でございます。それから1年ごとに16年度が84%、17年度が96%、それから18年度が67%、18年度は台風で米が被害を受けまして、67%という数字になっております。鹿島市においては15年度が108%でございます。16年度が98%、17年度が113%、18年度からは市町村ごとの収量等の報告がなくなりましたので、不明でございますが、ほぼ100%以上いっているという状況でございます。

それから、先ほどおっしゃられましたように自給率向上、自給率をまず50%にしよう。これは今政府のほうでもそういうふうな方針を掲げておりますが、具体的な内容についてはまだ詰まっていないようでございます。私どものほうに来ておりません。ただ、減反の政策と価格保障というのは、私たちは別問題だと思っております。数量は少なくとも価格保障制度

というのは必要であるというふうな、そういうふうな認識はしているところでございます。

それから、食料自給率を向上させるべきだという議員の御指摘、これは方向性としては私たちもまったく同感でございますし、そのようにすべきだということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

私のほうからは、3番目の市民の生活の足の確保ということでお答えをいたします。

高津原のバスの問題につきましては、高津原地区、城内地区から要望もなされておりました、十分認識をしているところでございます。佐賀県が平成19年から始めた地域交通支援モデル事業というのがございます。これのプレ公募というのがありまして、これに高津原地区が申請をされました。このことをきっかけとして佐賀県、それから鹿島市、高津原地区、それから、バスだとかタクシーだとかの事業者の方と一緒に協議を重ねてきたところでございます。

このプレ公募には高津原地区は載りませんでしたけれども、21年度にも公募がございます。この21年の4月から5月にかけて公募がある予定でございますので、これらの申請をさせていただきまして、試行運転を踏まえて、実際運行がうまくいくかどうか、さらに研究ができればというふうに考えているところでございます。

鹿島市も赤字の心配ばかりせじ、やる姿勢を見せろということですがけれども、私たちも一緒になって今やっているところでございます。今回の佐賀県のモデル事業というのは会議をする費用も出てきます。それから試験運転ですけれども、この実証実験、これをやったときにも赤字が出れば、それに対する全額の補助もございます。だから、実証実験をするには高津原地区だとか、鹿島市が負担するということはございませんので、ぜひこれをまずやりたいというふうに考えているところでございます。その上で試験運転をやって、実証実験をやりまして、ここが心配なところですがけれども、利用者数ですね、実際、廃止代替バスも運転しているんですけども、利用者数が少ないというのがございます。高津原も希望はあるけれども、実際やってみたら利用者数が少なかったというようなことも考えられないことではありません。実証実験の上、利用者数や収支の状況を踏まえたところで、そこでもう一度、実際の複数年といいますか、将来的に運行をずっとしていくかどうか判断が必要になってくるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

まず生保の問題ですが、今のお答えではちゃんと基本を踏まえながらやっているということですが、私はこれまでも同じようなこと、同じような形で質問してきたと思いますが、例えば、生保を申請に来られる方が「生活保護の申請に来ました」というのは、なかなかそういう形では行かないんですね。だから、前は迎課長でしたかね、相談に来んさっですもんね、最初は。確かにそういう形でしか行きませんよ。しかし、そこまで行くには本当に大変な状況で、やっとそこに足を踏み入れていくわけですから、私はやっぱりそのところの状況というのはつかんで、まずは申請書を渡すべきだと思うんですよ。申請書を渡して、そして申請書が出た段階から調査をすべきで、大体申請書が来る前に貯金の云々だとか、何の何々だとか、申請書が出んのにな、そういう個人的問題を調査するということが自体おかしいと思うんですね。相談に乗っていますと言えばそれまでですがね。だから、そういう状況。

それから、盛んにおっしゃるのは、「あんた仕事ば探さんば」と言われて帰ってきた人がいっぱいいます。前でしたが、まだ若い母子家庭でしたが、何遍も事情聴取に行っても、とうとう生活保護は受けられませんでしたよ、申請書さえもらえませんでした。そういう実態だってあるんですよ。今は本当に先ほど何度も申しましたが、私も相談に来られた方に即と生活保護ばかりあえずめどの立つまでもらいんしゃいと言えればいいですよ。しかし、こっちもいよいよ最終的なところまでアドバイスをしながら、どうしようもない人はそこに福祉に行っていくんですが、そこまでまだやっておられません、そういう実態があるわけですよ。

だから、生活保護というのは、例えば収入があっても生活保護はやれるということになっておるわけでしょう。働いておっても生活保護基準以下であればということで、その辺もうたわれておりますからね。もう本当にぎりぎりのところで嫌というほど調査をされ、事情聴取をされて、そして申請書をもらえればまだいいわけですが、そういう状況じゃないと。進んでいるところでは電話1本で、もうどうしようもないから生活保護をお願いしますと、その時点から一応受け付けという対応もできるんでしょう。だから、ぜひ私は今の時期ですから、いらした方にはとりあえず申請書を出してくださいと、そこから始めてくださいよ。私はその前に貯金だ、さあ何だ、仕事ばせろ、さあ何だということを私は調査すべき、言うべきじゃないと思うんですよ。事前調査というのは個人のプライバシーの問題で、貯金のことまでいろいろ言うところは、これは問題だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

14番議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

まず、生活保護に来られた場合は申請書をまずやるようにというような趣旨の御質問と思いますけれども、まずこの生活保護制度自体で、申請書は当然やりはしますけれども、生活保護制度の概要ですね、この説明をするようにというようなことになっておりますので、先ほども申しましたように概要説明をいたして、あとその中でもいろいろ来られた方とか、電話等での御質問もございますので、そういう中でいろいろ説明をするという場合もございます。そういうことで、うちのほうは申請書をやらないということではございませんので、まず申請の意思があられるかどうかの確認も必要になりますので、そういうふうなことで、申請については申請書をやっているというふうにしているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

よっぽどのことでない限り、おたくのほうに出かけていく人は生活保護を受けたいという気持ちで行かれるんですよ。それを最初からいろいろ言われるとなかなか言い出せないというような、そういう実態があるんですよ。

特に政府は、受ける人を減らすための手だてとして、皆さんとももいただいでいらっしゃるかわかりませんが、こういうときにはこうせろ、こうせろと、生活保護の適正の実施はこうするべきだというような通達も来ていると思うんですが、まさにそれは出さないための手段であって、そういうことじゃないと思うんですよ。もっと憲法にのっとって、生活保護にのっとって、ちゃんとした対応をすべきだと思うんですが、じゃお尋ねをしますが、いらしたときに生活保護の申請書をやる前に実態の調査的な質問をするということは私は問題だと思えますが、問題だと思いませんか。そういうのがあるぎ、受けられんばんた、どがんですかとか、そういう質問をなさるわけですが、私はそれは問題である。申請書が出て、やっとなんかそういうのは委任しますという文書なんかを持って調査をしないと、私はそれは問題だと思えますが、いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

御質問にお答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、うちのほうからいろいろ相談に来られたときに調査というようなことでお尋ねをするということは基本的にはございませんので、来られたときに相談者の方のほうからいろいろ質問がありますので、それに答える形で、例えば今言われたように、認定されるやろうかどうかというようにもたまにあると思えますので、そういう場合については今までの事例等を含めながら、基本的な基準等ありますので、それらを踏まえながらお答えしたということもあるかとは思いますが、うちのほうからまず

いろいろお尋ねするというようなことは、基本的にはございません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ございませんということですが、私も同席をしたことがあります、ございますのでございます。申しわけありませんが、あるんですよ。だから、私はとりあえず申請書を渡すと。そして、それに基づいて調査なり、質問をすると。そういう形の対応に私は変えていただきたいと思うんです。それから仕事云々と、もう何度も仕事云々と言われた場合、仕事を探してやってくださいよ。今ないからいらっしゃるんですね。そういう状況もあります。それから、そういうところにいらっしゃる方たちは本当にドキドキしながら行って、もうどうなんだろうかという、そのときにやっぱり言葉のかけ方一つで非常に傷つくとか、また行ってよかろうかねというような、そういう心配をなさる方もあるんです。それは一つ一つは申しませんが、そういう状況があるので、もう一度言います。とりあえず申請書を渡してからいろいろ対応するというのを私はお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松靖規君）

先ほども言いましたように、まず来られた場合には、保護制度の概要等を説明するというようなことにもなっておりますので、そちらのほうをさせていただいて、申請の意思があるということでしたら申請書を差し上げるということにしたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今の議論、ちょっと私、御質問に疑問を持ったんですけど、申請書をくれと窓口に来られた人が言われたときに申請書を渡しませんという事実があったんでしょうか。というのが、先ほど御説明いたしておりますように、申請に来られた方、あるいはその窓口に来られた方は、自分自身が生活保護制度の基準に合致するのかどうかということをお確かめその窓口で職員にいろいろ質問されるということはあると思うんですよね。そこでしかし、いろいろ話をする中で、いや、もうあなたには渡しませんということはないと思います。これは必ず渡すということは私も市長としてここで言明をしておきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

そういうことがあったんですかということですが、事実、私も一緒に行って生活保護申請に行ったときに、その前にいろいろ事情聴取をされたことがありました。ただ、今市長がおっしゃいましたね、申請書をくれということなら渡すということを言明しますということですから、私はそれでいいです。そういうことで対応してください。

時間がないので、次に進みたいと思います。

資格証明書の発行の問題ですが、いろいろ今言われましたが、理屈じゃないんですよ。今、ここに子供のいる家庭20世帯、そして、36名の子供たちがその対象になっていますが、私はここではっきりこの人たちにすぐに国保証を渡すということが大事だと思いますし、そのことをもっとずばり言ってください、いろいろね。何かいろいろ言いながら、どこでどうなったかわからんような形ですがね。親の国保税の滞納と子供の命と健康は別なんですよ。先ほど事例を申しましたが、具体的に鹿島で生まれ悲劇が表に出ていないからいいわけですが、全国ではこういうのが出ています。きのうときょうの毎日新聞だけでもこれだけのことが出ています。こういう状況が出てきますとまだ出てきますよ、今から。キャンペーンが張られますよ。そういうときに鹿島市の問題が出たときはあなたどうしますか。出たときはどうしますか、ないですが、そういう子供たちのために、はっきり今直ちにそういう対応をとりますということが言えないんですか。子供の命と健康、子供たちをふやさんといかん、さあ何のかんの、少子化対策と言いますが、こういうところで子供たちをむしばんでいくなんていうことは許せませんよ。ぜひお願いをしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

北村市民部長。

○市民部長（北村建治君）

松尾議員にお答えをいたします。

国保の保険証の資格証の問題ですけれども、先ほど課長から申しましたように、実態としては、ほぼ松尾議員言われるような状況の中で交付しているということでございます。ただ、松尾議員が言われますのを、とにかく子供がいる場合は無条件でその国保証明書を出すべきであるという主張だと思います。実態としては、そのところが少し違いまして、私どもはできるだけ滞納者の方々とも接触を図り、どういう事情かということを確認して、そしてまた、適切に対応をしていただければ、その時点で納付があろうとなかろうと事情を十分しんしゃくしながら交付もいたしているところでございます。

そういうことで、せんだって川内のほうが先行事例としてそういうことをやりたいというふうなことでありましたけれども、詳細部分については不明なところがございますので、そこら辺も確認しながら検討していきたいと思っております。

現在、国のほうでも、先ほど言われましたように新聞等でも与野党の合意があって、今議

会でそこら辺を制度として確立をしていきたいというようなこともあっておりますので、そのあたりも十分見守っていききたいというふうに思っております。

現在行っているところは、いわゆる緊急避難的な措置と申しますか、そういった措置でありますので、私どももできれば制度としてそういう面に確立していただければ一番いいかなというふうに思っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

少し整理をして言いますと、長期にわたって保険税を払われない方については現行のようなことをやっている。そういう中で、まず法律的にはこれはできないということになっているわけですが、鹿島市では現実問題としては、例えば子供たちとか、あるいは高齢者については、これをいろいろ納税相談等を受けながらやる分はやっています。ただ、それが無条件とか、無制限とかいうふうにはなっていない。しかし、今回の法律は、けさの新聞に載っておりましたが、自民党も民主党も中学生以下については、いわば言葉で言えば無制限、無条件にこの短期の保険証を発行するという法律に変わりますので、この法律を早く整備してもらいたい。それまでは現行のように、鹿島市としても短期の保険証は、我々が考えている納税相談と見合いをしながら、発行する分については発行していると、こういうやり方でやるということです。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、市民部長のほうからおっしゃいましたが、いろいろ対応していくというか、この9月15日現在ののが発表になりましたよね。これは新聞にも出ましたので、ごらんになったと思いますが、その後、じゃあ子供のいる家庭に直接行ってどうなのかと、実態の調査——調査と申しますか、事情を調べると言ったらあれですが、こういう事態があったときに面接をされましたか。

○議長（橋爪 敏君）

北村市民部長。

○市民部長（北村建治君）

実際、子供のおる世帯に行って調査をしたかというような御質問だと思いますけれども、調査は特にはいたしておりません。ただ、市民部内の関係課である税務課と保険健康課と寄りまして、今後、そのような場合が出てきた場合にどう対応するかということを具体的に検討はしたところであります。

そういうことで、先ほど市長のほうもお答えしましたように、現実としてそういうことを

やっているということと、それから、それをなお今後も具体的な対応があった場合は今後も続けていくというようなことを確認したところでございます。そしてまた、その後も納税相談等も実施しておりますので、そこらあたり、とにかくこちらも先ほど言いましたように無条件で交付するというはなかなか厳しい面もございますので、とにかく誠実な対応をしていただければ、こちらもそれに誠実にこたえていくということで、今後もこたえていきたいというふうな確認はしたところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

相手の云々によって発行するかしないかというような、そういうことをおっしゃっていますが、やっぱりこういう問題が出たときは、直ちにそういう気持ちで発行するかしないかというのは、やっぱり直ちにそこと対応すべきだと思います。例えば、20世帯全部できなくても大体の事情がどうなのかとか、家庭の事情を見るというような、そういうことまで細かくすることが、まさにきめ細やかな政治じゃないですか。そういうところをやっていない。例えば、これは子供たちのいる世帯だけの問題じゃないですよ。県内の全自治体の中で、今国保税が納まっていないところには資格証明書の発行を国は義務づけておりますが、半分の自治体はそれに従っていません。資格証明書を発行していないんですよ、半分の自治体が。市で言えば武雄市だけです。あとは町段階ではたくさんありますよ、割は結構大きいですよ。しかし、それでもやっぱり国保証の重要さを見てだと思えます。半分の自治体は発行していないんですよ、資格証明書すら。ましてや子供たちの命と健康を守るという大事なこの問題について、今のような対応のあり方は、私は許せません。もう時間がありませんので、申し上げませんが、国がそういう方向になったということですが、私はさらに皆さん方話し合いをして、そうは言ったけどやりますよという姿勢をとってもらいたいし、国が決めたにしても、それが直接施行されるまでには時間もかかると思いますが、そのときこそ直ちにやって、対応をするということを私はお願いをしたいと思えます。

次は農業の問題です。ちょっと私よくわかりませんが、鹿島市では米の自給率は100%だと。ちょっとさっきの100%の意味を。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

米の100%と言いましたのは全国ですね。日本でほぼ100%という言い方をしております。鹿島市だけでいいですよ、一番最新で17年がございしますが、221%でございします。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、自給率が50%で、穀物の自給率は27%ぐらいだと言われていたと思います。じゃあ米が100%と言ったら、ほかの穀物の何がそんなに高いんですか。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

私が五月雨に全国と鹿島と言ったもので、ちょっと誤解があったかと思いますが、全国の国レベルでの食用の米の自給率はほぼ100%と御理解いただきたいと思います。それから、先ほど申し上げましたように、鹿島市で申し上げますと221%というのが、ちょっと年度は若干異なりますが数字でございます。あと穀物自給率、いわゆる穀物、米ばかりではございません。あと麦とか大豆とかございます。こういうものを含めて申し上げますと全国で28%でございます。ただ鹿島市でいいます穀物類ということで、小麦にして例を挙げますと161%でございますし、大豆も160%ぐらいということで、鹿島市でとらえればすべてが100%オーバーになっておりますが、全国レベルでいきますと、特に小麦とか大豆の数値がかなり落ちますので、自給率としては28%という数字になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

どうも私が勉強不足でしょうか、その辺がわかりません。じゃあ例えば、今おっしゃいましたが、米がこれ以上にふえれば価格が下がると言われましたが、そういう中で、今、米を外国から輸入していることについてどうお思いになりますか。これは国会での質問になると思いますが、申しわけありません。しかし、そこまでいくんですね、日本の米がそがんなっぎなるということならね。その辺どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

非常に大きな観点からの質問ですので、私のほうではとてもお答えをするという状況ではございません。ただ少なくとも、今、全国で米だけを見て言えばほぼ100%です。その中で確かにそういうふうな輸入米ございます。加工にするとか、いろいろな形での輸入がございますので、これについて私がどうこうということは余り申し上げられませんが、諸外国との輸入、輸出の関係での問題だと思えますので、ちょっと私のほうからはこれがどうであるということは、ここでは差し控えをさせていただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、米が100%だから、それよりとっぎ安うなっけんが云々というようなことがあると思いますが、先ほど申しましたように、今、外国の深刻に食料不足になっているという中で、例えば、何年かは九十何%と落ち込んだときもありますが、そういう状況になったときに、外国から米が来ないということになりますと、途端に日本は食料不足に陥るという状況がありますよね。気候の都合でとれなかったときがありますから、そういうこともあるわけですがね。ましてやこのまま減反をどんどん進めていっとったら、その分ができないと。金と見合わせるのか、食料の自給と見合わせるのか、どっちかということになりますかね。そういう面からいきますと、やっぱり私はお米はつくっていかなくちゃいけないし、日本の農業は、今までもそれで来たわけでしょう。減反する前はそれでやってきたわけですね。ましてや備蓄米も必要ですしね。それから、今は備蓄は外国から輸入してきたのを備蓄として、カビが生えたりなんかでそれを流すというような形で汚染米も出てきたわけですがね。そういう面からいきますと、私は米というのは主食でもありますので、やっぱりもっと十分つくっていただくという形をとらんといかんし、鹿島市においても、鹿島市ではその分とれているかわからん。先ほどの話では、減反をしたおかげで、一面では野菜のほうが施設産業がよくなったなんていうようなとおっしゃいましたが、私は仕方なくそっちに行ったわけでしょう。農家が本当に立っていくのは米をつくって、以前は食管法で守られて、消費する側もそれから生産する側もそれで守られてきて家族経営の農業で十分に成り立ってきたわけですよ。だから、私は今の農家はそういう形に戻していかなと私に思うんですね。戻していけばやっていけるし、またそういうことをすることによって、鹿島市自体の経済をまたもとに戻していくという大きな力にもなると思うんですよ。だから、私は今鹿島で減反をやめて、お米をつくって、それはもちろん米の価格の問題もありますよ。その辺の流通の問題もいろいろあると思いますが、その辺を改善しながら、鹿島市が農業を積極的に取り組んでいくということになれば、やっぱり跡継ぎがないじゃなくて、経営が立っていけばやる人は出てくるわけですから、そういう形になると思うんですよ。だから、私は今積極的にそういう指導、ただ単に国の指導のみでなくて、やっぱり鹿島市として、鹿島市の小さな農業国家をつくりましようや、そういうのを。そして、お米で鹿島は立っていくと。今あんた、よそからびっくりするような高い金で国内の米を買っている人もいます。うまかというだけで出るわけですから。鹿島市はそれだけいい米つくっているんですね、よそに自慢のできるようなお米ができていますよ。そういうのをやっぱり行政が積極的に取り上げてやっていくということだっって今はできるわけですからね。そういう形で米の減反をやめて、米を安定してつくられるような、これは国の制度はもちろんありますが、鹿島は鹿島としてそういう対応を私はする

という体制を、夢ですか、夢じゃないですよ、やる気になれば私はできると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

農業政策、これの中で減反あるいは米に絞って議論をされておられます、提案をしていただいておりますが、一番大もとでいいますと、日本の消費に対して、米はやっぱり足りているんですね。ただ、こういう中でGATTとか、いろいろなそういう農業の外国との交渉の中で、関税という障壁をもっと低くせろと外国から言われている。そういう状況が1つ、もう1つは今の米の価格より安い外米のほうでいいんだという消費者もおられる、こういう中で、それから外国から当然米がこれ以上入ってきますと、日本の生産した日本米の価格が安くなる、こういうせめぎ合いを今やっているところだと思っております。そういう中で、今の政府は、今の食料自給率、カロリーベースで39%とか40%とか言われておりますが、これを将来50%にまでとりあえずは引き上げるんだと。その中で、じゃあこの水田でいいますと、米よりかむしろ大豆とか、あるいは麦、こういうものを主にその10%というアップの中では、中身的にはそういうもので埋めていくと、こういうことを計画として上げております。

したがいまして、いろんなそういう要素がこの米問題にも絡んできますが、言っておられる趣旨はもっと鹿島市の農業を強くして、そして、後継者問題にしる、農業が成り立っていきさえすれば、これは解決するんじゃないかということですので、対応においては私も同趣旨の考えを持っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

何度も言いますが、鹿島市の経済の立て直しは、やっぱり農業の足腰を強くして、本当に農家の人たちが安心して農業で立っていくという、そのことが私は大きな力になると思うんです。そのためには、やっぱり先ほどいろいろ施設園芸のことも申されましたが、昔ながらの米づくりをここでどうしていくかということ、そのためには価格の問題もあると思います。今、市長が外国の安い米でよかという人もおんしゃつと。それはやっぱりうまか鹿島の米を食べたかとですよ。しかし、買えないんですよ、それを買わんと。5キロで1,100円とか、そういう米じゃなかと買えんとですよ、今。買えんどころか、そんなときお金持っとかんぎ、1,100円できょう安売りのありよって言うたって買いに行けんとですよ。そういう市民が多いんですよ。だから、スーパーに行ってみてください。あそこのスーパーに鹿島の米、能古見の米、北鹿島の米と並ぶようになったらどんなにすばらしいでしょうか。市民の人が安心して買えるような形でね。それは市場の問題でいろいろありますよ。米の価格なんて、私も

農水省に行って米の価格の問題で生産者米価のことを言いますと、農水省の職員は、「これは市場価格になっておりますから、私たちは関係ない」というような発言しかしないんですよ。逆に言えば、そういう状況だから、そういう形で鹿島の米だけを集めて鹿島の人には全部鹿島の米を食べていただく、おいしい安全な米を食べていただくというような対応を、これは行政が音頭を取ってやったって、私は今の状況の中では間違いじゃないと思うんですよ。そういう面でやっぱり何としてもそういう状況の中で、鹿島の農業を守る、安心して鹿島市民の人たちが食料を食べることができるような対応を積極的に私は取り組んでいく必要があると思います。

もう時間になりますが、今本当に国の政治が非常に不安定です。どうなるかわからないと。特に今、資本主義の崩壊だとか、自民党政治の崩壊だとか言われておりますが、そういう中で、どういう方向に進んでいくかということで、いろいろ問題もあると思います。ましてやここまで最初申し上げましたが、生活ができない、貧困層がふえていく、もう爆発寸前という家庭は多いですよ。特に若い家庭ですね。そういうところも非常に多い状況になっています。こういうときだからこそ、福祉の行政を積極的に進めるとか、こういう地場産業、特に農業をどう生かしていくかと、そういうことを積極的に考えて私は取り組んでいただきたいと思います。ただ、今非常に残念なのは、職員の方たちの数が非常に減っています。だから、ややもすればそういうプロジェクトをつくろう、何かしようと言ったって人間が足りないかもわかりませんね。今あるだけでもやっとなですよ。本当にきょうも福祉課長に始まる前に言いました。こういう状況の中で、もっと職員のおらんぎ対応できんとやなかねと私は言いましたが、そういう面ではぜひ大変だと思いますが、市の職員も減らすだけの問題だけではなくて、十分に対応できるような対応を私はとっていただきたいと思います。

最後に申します。高津原のバスの問題です。

確かに話し合いその他は積極的にしていただいております。だから、一緒にぜひ試行の段階はそうでしょうけど、その後もいろんな面で市も積極的に加担していくんだという立場で、私はぜひ対応していただきたいと思うんですよ。もう本当、西峰団地なんかいっぱいひとり暮らしの高齢者がいらっしゃいますが、しょっちゅう家の中ばっかりおらなばならん、西峰団地にきだけうろろしとかんきどがんもしきらんというような状況、もっと社会人としての対応ができるような、そういう施策をするのも市の福祉行政の一環だと思います。ですから、私はぜひこのことはさらに地域とも十分話し合って、これがやっっていけるようにということで力を尽くしていただきたい。地元は何としてもやっっていくために頑張ろうということで今みんながやっているんですよ。本当に一生懸命やっってもらっています。ですから、そういう腰を折らないでくださいね。そこにもう1つ、やっぱり栄養剤を与えてくれるのが市の対応だと思うんですよ。だから、このバスの問題については、ぜひ早いうちにそういう姿勢を、ぴしゃっとした姿勢を示していただきたいと思います。

バスの問題ではそこだけじゃありませんね。今、廃止路線とか、そういうのもありますが、いっぱい問題がありますが、そういう対応をしていきたいと。すべて国の政治の問題もあります。財政的な問題ですね。先ほど言いましたが、国はお金がないと言いながらも備蓄金もありますし、要らん問題にいっぱいお金を使っておるわけですから、今回、いつになるかわかりませんが、今度の政治選の中でどう変わっていくか。この結果によって鹿島市政がどう変わるか、市民の暮らしがどう変わるかという大きな今までにない私は選挙になるんじゃないかと思います。非常に私も希望を持って取り組んでいきたいと思いますが、もう時間になりましたので、終わります。

皆さん方の御理解をよろしく願いしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開をいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、8番議員福井正君。

○8番（福井 正君）

皆さんこんにちは。8番議員福井正でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

きょうの主な議題は、これからの鹿島市の財政状況についてということでございます。

最近の経済情勢は、アメリカの金融危機をきっかけとする世界同時不況の様相となっております。日本でも自動車産業や電機産業などの主要輸出産業などが派遣社員削減などの雇用にも重大な影響をもたらしております。このような状況が推移した場合に、地方経済にも多大な影響が及ぶことが予想されます。政府は、定額交付金や道路特定財源の地方への移譲などが検討されておりますけれども、これらの景気刺激策が行えるとした場合、地方経済に与える影響がどのようなものであるのか、市民生活にどのような影響があるのか、まだまだ不明な点がございます。このような情勢の中、今後、鹿島市の財政がどのように推移をしていくのか、福祉や公共事業などに政策的に支出可能な予算規模や達成可能な事業、鹿島市の将来の財政について質問をさせていただきます。

今回は、その中でも鹿島市の将来の財政負担となるかもしれない西部地区環境組合で検討されております新ごみ清掃工場、また公共下水道、そして財政評価システムについて質問をさせていただきます。

まず財政健全化計画でございますけれども、これを達成された場合の鹿島市の財政につい

て質問いたします。

地方債につきまして、19年度末で一般会計10,673,000千円、特別会計、公共下水道6,787,000千円、谷田工業団地2,000千円、水道事業4,293,000千円、計217億円程度でございます。また、一般会計、特別会計19年度の地方債借入額は、一般会計702,000千円程度、実質負担が540,000千円だと思います。臨時財政対策債294,000千円、公共下水道259,000千円、水道事業125,000千円等の借り入れがございますが、実質負担が840,000千円程度ではないかなと思っております。償還額が、一般会計で1,340,000千円程度、臨時財政対策債が109,000千円を差し引きまして1,230,000千円程度でございます。公共下水道が269,000千円、谷田工場団地4,000千円、水道事業248,000千円で合計1,853,000千円でございます。借入額と比較いたしまして、返済額が750,000千円程度上回っている状況だと思います。このペースが続いていきますと、19年度末、地方債217億円程度があと2年強で200億円を下回るというふうに思いますけれども、そのような状況になったといたしまして、投資的経費などに回せる地方債借り入れの可能額というのがどれくらいなのかなということについて、まず質問をいたします。

次に、今後の財政指標の推移について質問いたします。

平成19年度の決算書によりますと、経常収支比率や実質赤字比率、連続実質赤字比率は黒字決算となっております。ただ、実質公債費比率が17年度の16.7%から19年度18.5%に増加をいたしております。早期健全化基準25.0%、財政再生基準35.0%から比べますと健全だと思いますけれども、今後の財政指標がどのように推移するのかについてお尋ねいたします。

次に、剰余金や基金の用途について質問いたします。各基金合計で3,275,000千円、19年度の一般会計ベースで財政調整基金に126,000千円、減債基金に93,000千円繰り入れをされております。水道事業の減債積立金に62,000千円繰り入れられまして306,000千円、建設改良基金が130,000千円となっております。このような傾向、いわゆる基金がある程度増加をしていくという傾向は今後続いていくのかどうかについて質問をいたします。

20年度一般会計補正予算を見ても、19年度の繰越金が196,000千円程度でありましたが、そのうち財政調整基金に1億円も増額されたということでございます。これも同じような趣旨でございますが、この傾向はまだ続くのかどうかの予測について質問をいたします。

市税につきましては、税源移譲で19年度は18年度に比較いたしまして295,000千円増加をしております。ただ、地方譲与税が217,000千円減額、地方交付税が80,000千円ほど減額されました。市債借り入れが26,000千円増加いたしまして、あと建設事業債等の増加で375,000千円増加しております。今後、地方交付税がどのように推移していくのか。例えば、道路特定財源から1兆円を地方に回すというふうなこともございましたけれども、このような交付税のこと、また景気動向等の要因で市税収入がどのように変わっていくのかなど、今非常に予測をしにくい状況だと思いますけれども、こういう予測数値がございましたらお教えいた

だきたいと思えます。

鹿島市財政健全化計画によりますと、平成22年度末で職員数が平成16年度末の285名から254名に31名削減予定でございます。5年間で734,000千円が削減されるという予定になっております。年平均140,000千円削減、また給与の適正化で560,000千円程度の削減、年平均いたしますと110,000千円程度経費削減で550,000千円、年間110,000千円、また収入増が24,000千円、計となっておりますけれども、結果的にいいますと年間3億円程度が削減されるということでございます。この削減された予算を今後どのような事業に重点的に配分されていられるのかについてのお考えをお尋ねいたします。

続きまして、鹿島市の財政支出の要素について質問いたします。

まず新しくごみ清掃工場が今計画されて、いろんな議論をされていると思えますけれども、今後、新しいごみの清掃工場ができたといまして、そのとき鹿島市の負担というのが出てくると思えますが、どのようになっていくのかということと、現在どのような話がなされておられるのかについて質問いたします。他市の例を挙げますと、大体一番安いところで80億円から、高いところへいきますと450億円程度と、もうこれはその施設によって全然違うわけでございますが、このような形でどのような形になっていくのかによって鹿島市の財政の負担というのが変わってくると思えますので、その負担割合というのがどのような状況なのかについて質問いたします。

続きまして、これはもう建設をされましても、後々運転経費の負担というのが当然出てまいります。他地区の状況を見ますと、運転がプラントメーカーなどとの随意契約となっております。現在の杵藤クリーンセンターにつきましても、プロパーで運転をなされていると聞いております。鳥栖・三養基のクリーンセンターのように採算が合わないからといって運行経費の値上げというのが要望されたというのがございましたけれども、そうなってきたらまた負担がふえるという状況もございまして、そういうことになったらいけないんですが、この運転経費の負担についてどのような割合なのかということについて質問いたします。

続きまして、公共下水道について質問いたします。

公共下水道は、現在、納富分の一部地区109ヘクタールで整備が進んでおります。また浄化センターの2系列目水処理施設が建設をされております。これらの建設にかかる予算が590,000千円となっております。19年度浄化センター費、総務管理費、維持管理費、合計220,000千円強の費用がかかっております。また、一般会計から570,000千円が繰り入れをなされておまして、地方債が250,000千円でございます。国庫補助金270,000千円と受益負担金、下水道使用料を合わせた負担金の歳入が180,000千円ということでございまして、14.5%程度だと思えます。今後の予測といまして、この一般会計からの繰り入れがどのように推移をしていくのかについて質問をさせていただきます。

続きまして、3番目でございますが、行政評価システムについて質問いたします。

去る11月12日、13日、14日に総務建設環境委員会の行政視察で愛媛県新居浜市の行政評価システムについて研修をいたしてまいりました。行政評価システムは、施策や事業の優先順位基準づくり、長期総合計画や戦略的プロジェクトの達成度管理、効率的な行政運営、市民との情報共有などを目的として、現在46都道府県、14政令都市、722自治体で導入もしくは試行中のシステムでございます。

新居浜市におきましては、まだ事務事業評価のみを行われております。そして、施策評価、政策評価というのはまだ行われていないということでもございましたけれども、その実施体制を見てみますと、庁内評価委員会、市民評価委員会、経営戦略会議の順で行政評価をなされるということもございますが、まず新居浜市の場合で450ぐらいの事業があったと思いますが、担当者が事業で自分の評価いたしまして、達成度、投入費用などを書き込んで、それを市民評価委員会、経営戦略会議等で評価いたしまして、翌年度の予算編成に反映をさせるというシステムだそうでございます。鹿島市でも一部の事業で行われているということもございますが、これらを鹿島市のすべての事業について評価をできるのかどうか、また市民が評価に参加できるのかどうかということについて質問いたしますことと、現在、財政健全化計画を見てみますと、4名の職員さんで行政評価システムについての研究をされるということになっておりますけれども、現在どのような研究が行われているかについて質問いたします。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、財政課のほうより福井議員からありました財政問題につきまして御答弁をいたします。質問の内容がちよっと多かったものですので、もし漏れ等がありましたら御指摘をお願いいたします。

まず、市債残高の御質問がございました。先ほど議員が申されましたように、19年度末では大体106億円ということで、これは11年、12年度のピーク時には138億円あったのが今は100億円、これは臨財債がそのうちの25億円があります。そういうことです。これが今の状況で当初事業とはいえ、回せる可能額がどのくらいになるかということで御指摘がございました。これはちょっと感覚的に申しますけど、一般会計で総額大体100億円で、下水と水道を含めて総額200億円の市債残高が鹿島市の抱え得る市債の総額というふうに大体認識をしております。一般会計のこの100億円は、計画的に借り入れていきますと、臨財債を除いた形でも100億円はいいのかなという感じがいたします。これは通常ベースでいえば138億円がピーク時あったのが100億円ということですね。臨財債の場合は100%交付税で措置がなされますので、一般会計においては100億円、特別会計等を合わせて総額200億円、これは臨財債を除い

た形で、そのくらいの市債残高は財政的にそう大きな問題にはならないかというふうに思っています。ただ、今、非常に鹿島市の財政が苦しいのは、市債残高が減っておりますが、その償還が毎年10億円、15億円ということで、一般財源の収入に占める割合が非常に大きいので、ほかの事業になかなか回せないというふうな、そういう状況がございますので、この償還が大体12億円以下、10億円から12億円の間になるくらいの調整で計画をやっていけばいいのではないかというふうに思っております。

そして、今後の財政指標の推移ということで御質問がございました。12月議会前に議員の皆さんにも20年度作成の中期財政計画というのをお配りしております。この中で一番新しい情報で指標の見込みをやっておりますので、それについて御説明をいたします。

まず、経常収支比率ですが、19年度決算で93.9%、去年は95.3%でしたので、若干の改善がなされたところでございます。中期財政計画では3ページのほうに載せておるものでございます。今後の見込みでございますが、平均的にいいますと、92%から93%で推移をするかと思っております。通常、今のところは90%から95%の間であれば平均的な経常収支比率というふうになっております。鹿島市の場合は、やっぱり一番大きいのは公共下水道への繰出金とか、あとは一部事務組合の負担金、そういったものが大きな比重を占めております。これらについては、今からもまた増加の要因がございますので、なかなか経常収支は92%台、九十二、三%で推移するものと思っております。

実質公債費比率でございますが、先ほど議員が言われましたように、要注意ラインでもあります18.5%ということで推移をいたしております。20年度決算見込みでは18.1%、21年度からは16.4%、22年度では14.7%、23年度では13.0%、24年度では12.2%、25年度では11.1%というふうに試算をしております。21年度決算におきまして16.4%に、18%のラインを一応脱するというふうに試算をしております。この大きな要因は、市債償還がだんだん減ってきたということと、ことし補正予算でお願いをいたしました圃場整備の償還助成の繰り上げ償還を一気に行って、この分が21年度予算から毎年1億円以上軽減ができるということで、21年度決算では18%を下回って16.4%まで実質公債費比率は回復するというふうに思っています。

あと実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、これは決算の余剰金が発生した時点でないと計算ができませんので、今の時点では予想ができない部分でございます。ただ、要因としては国保の累積赤字がございます。この国保の累積赤字を一般会計と水道事業での黒字決算で相殺して、穴埋めをしているという状況ですので、若干この部分については国保の累積赤字の心配がございます。

その次、余剰金や基金の使途ということで先ほど御質問もございました。19年度、もう20年度もそうですが、財政調整基金に積み立てているということで御指摘がございましたが、逆に積み立て相当額を年度の中ほどの財源不足ということで逆に崩しておりますので、財政

調整基金につきましては、増加の部分は利息が発生した部分の増加のみというふうになって
いますので、財政調整基金は実質的にはふえておりません。若干ふやすことができたのが減
債基金と公共施設建設基金ですね。この2基金については若干ふやすことができております。
18年度末の30億円から32億円、この基金がふえたのはこの減債基金と公共施設建設基金をふ
やすことができたというそういった状況でございます。

今後の地方交付税の見込みということで若干触れられましたので、その点についても御説
明をいたしますが、中期財政計画上では、この中期財政計画の最終年度、平成25年度は平成
11年度のピーク時の54億円から40億円ということで、14億円の削減を見込んでおります。
率にしますと大体28%の交付税をピーク時からすると28%の減額になるかというふう
に試算をしております。本年度、20年度は、交付税は臨財債を含めると44億円ということで、
ピーク時からいきますと大体10億円程度、この時点では20%の削減でございます。あと若干
の削減が見込まれます。この削減は、今の交付税制度を国レベルでは完全に破綻をしており
ますので、相当思い切った制度改革がなければ徐々にまた減額をやっていかないと交付税制
度そのものが成り立たないというふうに思っております。ただ、来年度は一時的には政策的
な配慮で、交付税がまたふえる可能性はあります。そういったことはありますが、これはあく
までも一時的な増加というふうに我々のほうでは認識をしているところでございます。

市税につきましては、後ほど税務課長のほうから答弁があらうかと思えます。財政基盤強
化計画によって、年間3億円の削減効果が出ているが、こういったものはこういったものに
重点配分をするかということで御質問がございました。現在までこの余剰金が確かに財政健
全化計画で削減効果が出ております。ただ、これは交付税等の急激な削減を穴埋めして、何
とか赤字決算を免れている状況ということでございます。その中で、若干政策的に乳幼児医
療費の助成とか、そういったものの充実を図っているという状況でございますので、なかな
か削減効果そのものが財源の余裕というふうにはなっていないというのが状況でございます。

もし漏れがありましたら、また後ほど御質問をお願いします。

財政課からは以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

私のほうからは、市税の収入見込みはということで質問があったわけですが、これは現
在の経済情勢を見ましても長期的に見るのはなかなか難しい状況にあります。ただ、もう来
年度の収入見込みという形の中になっておりますので、当面見込みの中での考え方をお答え
したいというふうに思います。

まず、市民税につきましては、これは現在の雇用状況の悪化ですね。それからノリ、それ
から農業ですね、こういうやつの原油高の影響ですね、こういうやつを受けますと、どうし

ても現年以上には伸びないと。ややもすれば二、三千万円、来年度予算では減になるんじゃないかというふうな見込みを立てております。それから、法人市民税につきましては、これは世界的不況の中で、当然鹿島市の法人もそれなりの影響を受けるんじゃないかというふうに考えております。そういうとらえ方をしますと、どうしても例年の10%から15%ぐらいは法人市民税の減があるんじゃないかというふうなとらえ方をいたしております。

それから、固定資産税につきましては、これは土地価格が低迷しておるとというのがまず1つですね。それから、家屋の新造が生活状況の悪化でなかなか伸びてこないという部分がございます。そういうことを考えますと、固定資産税もこれ以上はどうしても伸ばせないという状況にあります。それから、たばこ税なんですけど、これにつきましては、ことしからタスポの影響もあるかと思うんですけど、10%から15%ぐらいもう減になっております。

そういうことを考え合わせますと、来年度の予算が、通常税収では30億円確保してくださいというふうな言われ方をされるんですけど、どうしても二、三%の減という見込みを立てなければならないんじゃないかなというふうな考え方をいたしております。

あと税法改正がこれに合わせてございます。今、議論されているところが、かなりの減税をというふうな言われ方もされております。特に出てきておりますのが住宅ローン減税を住民税までという言われ方もされております。そういうことを含めますと、税法改正でもこれはもう減になる方向がかなり出てきているということも言えますので、来年度一つとってもかなり税収のほうでは厳しい状況になるというふうなとらえ方をいたしております。その後につきましては経済情勢問題もありますので、どうなるかわかりませんが、当面そういう考え方をいたしておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

私のほうからは、8番議員福井議員の質問の鹿島市の財政支出要素ということで、佐賀県西部地区広域環境組合のごみ処理施設についてというものと、もう1つ、公共下水道の関連でお答えをしたいと思います。

まず、ごみ処理施設の進捗ということでございますけれども、現在、合意事項としてされているのが、ごみ処理施設として県が示す西部地区4市5町で平成27年度供用開始を目標に取り組むということ合意いたしております。そういう中で、現在どういう進捗かということですけども、現在、基本計画の策定をいたしております。この基本計画を策定いたしまして、3R交付金、これをいただくという形になるかと思っております。そういう中で御存じのように、現在、松浦地区のほうから場所の提供ということで手を挙げていただいております。これにつきましては、現地のほうで直接的な調査は行っておりませんが、目視という形での調査になっているかと思っております。

それから、この基本計画の策定の中で現在検討しておりますのが施設の種類、これはごみ処理の中間施設、いわゆる焼却施設ですね、それから最終処分場、これは今後のごみ量の予測、これは人口動態を検討しながら現在検討をしているところでございます。それから、リサイクルセンターですけれども、資源化施設、これにつきましては、現在必要であるかどうかということで検討いたしております。これは鹿島市のほうにもリサイクルセンターを持っておりますけれども、各市町の現在の取り組み状況がございまして、若干温度差があるようでございます。そういうことで、これにつきましては現在検討を重ねているという状況でございます。施設の規模についてもそういうことでございますので、まだ現在確定いたしておりません。ただ現在、杵藤クリーンセンターの処理場は、現在、日量で約100トン程度を処理いたしておりますし、伊万里・有田のほうが約80トンを処理しております。現在180トンしておりますので、これを見ながら検討していくものというふうに思います。

そういうことでございますので、今後検討していかねばならないのは事業費でございます。この事業費も施設の規模が決まっておられませんので、大枠出ておりません。それから、現地のほうは松浦ということですが、その施設の配置とか、これはこれからの問題というふうに思います。それから施設の負担割合関係ですが、これも全然まだ検討いたしておりません。ちなみに、現在組合のほうで総務議会費、これは均等割で15%、人口割で85%にいたしております。それから事業費、これはコンサルの委託費等でございますけれども、均等割が10%、人口割で90%、これは杵藤クリーンセンターの事業費割関係を見て、それに準じて行っております。

それから、下水道の関係でございますけれども、今後、下水道の計画はどのようになっているかということと、その財政計画はどうかということでございます。

現在、下水道につきましては、平成21年浜新町中継ポンプ場が大体完成する予定でございます。これによりまして幹線の管渠、これは行成の労金前から浄化センターまでがつながっていきます。それからまた、浄化センターの2系列を今建設中でございますけれども、平成22年度には大体めどが立つところまで来ております。これによりまして、平成21年には一部供用開始ができる状態となります。そういうことで、平成22年度当初から供用開始の告示ができるかと思っております。現在、納富分処理区の各区長さんをお願いをいたしまして、説明会を進めているところでございます。それから、納富分処理区でございますけれども、認可区域109ヘクタール、これは高津原の経験から推測をいたしますと、前の議会でも申し上げたと思いますが、平成26年から27年度ぐらいにはめどが立つんじゃないかなというふうに思っております。財政的にはどうかということでございますけれども、現在のこの下水道事業費が負担を強いているわけでございますけれども、現状、一般会計繰り入れ分6億円を上限として、水質の浄化による環境の保全に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は1時5分から再開します。

午後0時5分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

8番議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

私のほうからは、福井議員の行政評価システムについてという部分についてお答えをしたいと思います。

議員のほうから行政評価システム、鹿島の場合、市民の参加はどのようにするのか、それから全事業を取り組む予定はあるのか、それから現在の状況はどうかというようなことで御質問がありました。鹿島市の行政システムをどのようにとらえているのか、またどう取り組んでいくのかというような観点からお答えをしたいと思います。

平成19年でしたかね、あのプロジェクトの中で検討を加えまして、行政評価システムを鹿島のほうでも取り組んでいくべきだというような提言をいただいたところです。現在のところ、企画課のほうで事務の担当をすることでやっております。鹿島市におきましては、事業評価の部分を昨年度新規事業について行いました。今年度も実施計画の時点で新年度事業について行いました。それから、今年度は6事業ぐらいを中間のところ、5年、10年たった事業についての評価を試行的にやっているとござります。行政評価と言われるのは議員御案内のとおり、政策評価、それから施策評価、事業評価というように分かれるわけですが、行政評価の効果といいますか、それをどこに求めていくのかというのが大事なことだというふうに思っております。そのことを見失わないように評価システムのことを考えていきたいというふうに思っております。

鹿島市においては、形は違いますけれども、事業については予算編成とか、実施計画書を作成する場合におきまして、まず課内での会議を行います。それから部内で調整というようなことを内部でやってもらいまして、その後に企画課なり、財政課のほうで他課によるほかの課がその事業の評価を行い、どうするのか担当課と検討をしていくようになっています。その上で判断がつかないようなとか、政策的なものにつきましては市長査定というようなことで庁議を開きますので、庁議のメンバーが市長、副市長、教育長、各部の部長に企画課長、財政課長といったようなところと担当課と入っていきますけれども、この中で政策的な大きな判断をして、3年間の事業なり、次の年の予算なりを編成しているところでございます。

この大もとになりますのが総合計画ということになります。計画の中では総合計画が一番

上にありまして、それから3年間の実施計画、毎年行います予算編成ということで事業を組み立て、その段階ごとにいろんな評価をやっているところでございます。総合計画をつくるときには、市民からなります策定委員会というのを組織いたしますので、その中でいろんな課題をもんでもらいます。原案をつくりましたら議会を経て策定決定というような運びになるわけでございます。

鹿島市におきましては、現在のところ、行政評価システムの導入につきましてはコンサルタント、いわゆるこれをつくることを専門にしているところに依頼してのシステムの導入というのは考えておりません。とは言いましても、個別評価、先ほど言いましたように非常に重要だと思っておりますので、これのいいところといいますのは、一定の書式を使って行います。その方が客観性が出てきてわかりやすいという面と、目に見える形で事業を振り返ることができるという利点がございますので、このようなことでやっていきたいというふうに思っております。先ほど言いました鹿島市では、今のところ効果をどこに求めるかというのは、各事業においてこの事業の果たす役割というのを再確認するというのでまずは取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

このように試行というようなことでやっておりますけれども、今使っております書式、様式は、これは全国的にも同じようなものを使ってやっております。この中に鹿島なりの改善を加えていながら、どの事業まで広げていくのか、事業評価になじむもの、なじまないものもあるんじゃないかというふうにも考えておりますので、そこら辺、勘案しながら今後取り組みをやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

どうもありがとうございました。

最初の財政に関しましては、わかりましたといいますでしょうか、財政健全化計画等を通じて大変努力をされているという状況がよく見えたと思います。

ただ、財政健全化計画がなったとしても、財政上の余裕というのは余りないということがよくわかったという意味でわかったということなんでございますけれども、では今後鹿島市の施策といたしまして、歳出面から考えてみたいと思いますけれども、例えば、杵藤広域のごみ処理センターについてちょっと見てみました。これは衛生費が570,000千円の決算となっております。その主な支出が焼却炉運転委託費113,000千円、焼却炉本体修理工事費148,000千円、焼却炉バグフィルター清掃工事21,000千円、焼却施設排ガス設備清掃費3,000千円等々でございます、本体の修理工事費を差し引いた支出が430,000千円程度だそうでございます。19年度に鹿島市が支出されましたこの衛生費の中の清掃費が146,000千円あったそうで

ございますけれども、例えば、これよりも新しい清掃工場をつくったとして、まだ確定していませんが、どういうものかわからないと思いますけれども、こういう金額、140,000千円程度から増加する可能性も当然あると思いますけれども、そうなったとき、どういう考え方で対処されるのかということについてまず質問いたします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

その増加した場合には、それは出さにかいかんということではありますが、結局、全体の中からそういう増加したものをどういうふうに捻出するか。歳出を抑える必要が、歳入というのはもう今の状態から極端にふえるということはありませんので、ほかの事業を抑えてそっちに回すと、こういうことしかできないということでもあります。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

といいますのが、ほかの地区、杵藤地区以外の地区でも、現実問題としていわゆる運転経費の分というのがやはり増加をする傾向にあります。このほとんどが運転を回すほうじゃなくて修繕費なんですね。だから、古い炉であれば炉であるほど修繕費がかかりまして、杵藤のクリーンセンターの場合でも1億数千万円等々で費用がかかっているという状況があります。それから、新しい焼却炉、今度ガス化溶解炉がほとんどだと思いますけれども、この場合がまだ技術的に未解決の部分があるからだと思いますけれども、非常に修繕費がかかっているということです。今はほとんどがいわゆる業者に委託されて、契約期間中は業者の負担ということになっているんですけども、これを契約期間が過ぎた途端に全部、いわゆる組合でも何でもいいんですが、その自治体のほうに負担がかかってくるという状況が今現在あるというのがよその例としてあるそうです。だから、そうなったときどうなっていくのかなど。負担が今の杵藤クリーンセンターに出している分以上に増加したということが可能性として当然あり、仮定の話ですから答弁しにくいところですけども、じゃあそうなったときに鹿島として先ほどの財政状況を見たときに、ほとんど余裕がないという状況の中で出せるのかなという、そういう懸念があったもんですから、こういう質問をしますけど、何かございますか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

いわゆる広域で共同処理をやっている施設にしろ、市が保有をしている単独の施設にしろ、いずれも老朽化というのは年ごとに老朽化していきます。その場合に、いわゆる維持管理費、

改修費、こういうものはふえていくというのはこれは当然のことです。そういうことでありますから、今やっております財政基盤強化計画、これをやっぱり完全に近いくらい、これを遂行、やり遂げていかないと、そういう将来の財政需要に対応できる財源が出てこないということでもありますから、いろいろもろもろの財政基盤強化計画を立てて、それにのっとなって私どももやっていくということですので、そういう点でも御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

その点についてある程度——ある程度と言っておきますが、理解できます。将来的に財政、本当に今、国の財政を見ても非常に厳しい状況でありますし、先ほど税務課長からありましたように、市税の収入も3%程度減少する可能性もあるという状況でございますので、今後とも財政健全化計画をしっかりと組みをしていただきたいということで、その点をお願いしたいと思います。

それからもう1つ、今度は、ごみ処理のこの建設について若干質問いたしますけれども、これもまだ決定したわけじゃないですから、質問しても多分答弁できないかもわかりません。だけど、よその例を例にとりて若干質問をさせていただきます。

杵藤地区、伊万里・有田のごみ処理量は約80トン程度だと先ほど答弁がございましたけれども、今は分別収集等が進んでおりまして、ごみは杵藤地区のクリーンセンターだけ見ましても減っております。徐々に、鹿島は特に減っているようでございますけれども、そういう状況の中で、将来的にじゃあ新しく清掃工場をつくる時に何トンぐらいが必要なのかなと計算しましたとき、今の状況を見るとやはり180トン程度の施設が必要なのかと。また、将来人口がふえる可能性はないと思いますけれども、将来の余裕を見たら、やはり200トン程度の処理能力が必要なのかなという考えが当然あると思います。そうなったとき、実は昨年、ことしでした、1月に沖縄県的那覇市のクリーンセンターに視察に行っていました。ここは2006年3月に竣工いたしまして、全連続燃焼式ストーカ炉ということと、電気式灰溶融炉と破碎選別装置等々で1日当たり処理能力450トンですから、こちらの予定されているよりもはるかに倍以上の能力があるわけでございますけれども、1基150トンの処理能力が3基設置をしてあります。また、燃やさないごみと粗大ごみの破碎施設が1日39トンがあると。それから、発電能力がここにございまして、1日8,000kWの発電能力があるということでございますけれども、ここが191億円かかったという担当者の方の説明でございました。また諫早の県央県南クリーンセンターというところにもことし行ってまいりまして視察してまいりました。ここは建設費が140億円でございます、ここは100トン炉が3基でございます。それで140億円。だから、方式によって、値段によって、いろいろ違うんだなということが

これもわかります。ここは発電能力は1,500kWが2基発電機がございました。ただ、ここはほとんど発電されていなかったということです。というのは、メーカーの方というのは、いわゆるカタログ性能というので非常に発電能力がどれくらいありますよとか、処理能力がどれくらいありますよとか、あとスラグはちゃんと建設の土壌に使えますよとか、いろんな説明はあるけれども、現実には発電能力は非常に低い、予定に達しない。それからスラグに関しても、現実には建設資材等として非常に使いにくいという状況がございます。

だから、こういう状況の中をずっと考えてみますと、予測ですけれども、今度新しい清掃工場をつくるにしても、かなりの額がかかってくるのではないかなと思います。そうなったときの鹿島市の負担というのがまだわからない仮定の話ですから、どういうことかわかりませんが、ただ、そのときの、例えば、鹿島市がどれくらい負担をするものなのかということと、いわゆるこういうごみ焼却施設等に対する国庫補助というのはどれくらい、何%ぐらいの割合であるのかなということについてちょっとお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの質問の中で、先ほど市長も答えましたけれども、確定していない段階でちょっと答えがなかなか見つけにくいというような状況です。

ただ、先ほど私のほうが申しあげました100トンプラスの80トン、180トンがベースになるんじゃないかという考え方で施設の規模はそれで決まってくると。ただ、それに我々が今協議の段階では災害時の持ち込み量、これをどうするかということと、今諫早の例で150トンが3台ということで提示いただきましたけれども、もし焼却、火をたくという状況ですから、機械の入れかえというのできるような状況で炉を設ける状況があると思います。そういうことの余裕分も加味しながら検討をしていくという形になるかと思いますが。今周辺の例でいきますと、大体トン当たり50,000千円ぐらいがかかるというようなこと言われているそうです。我々はそこを見込みながら、費用負担についても人口割でいくのか、それから資源のリサイクル率なんかも含めていくのか、そういうことも加味して今検討をやっている状況です。まだ事業費が出ていない状況でございますので、今の答弁としてはそれくらいしか答弁できません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

済みません、もう1つ、国庫負担割合が何%ぐらいかお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

失礼いたしました。3R交付金という形で3割（83ページで訂正）の補助、交付金が交付されるようになるということでやっております。

以上です。（「3割」と呼ぶ者あり）はい、30%（83ページで訂正）です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

いずれにしても、国庫負担が3割、県も含めて。残りはやはり組合に加入している市町の負担になってくるということでございますので、これに関しても、先ほどの質問と一緒にございますが、やはり将来的に起債を起こすことになると思いますけれども、そうなったときの負担というのも当然発生するというところでございますので、これも先ほどの答弁と同じだと思いますが、十分留意をしていただいて、これに取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから次に、資源ごみのリサイクルにつきましては、鹿島でも鹿島環境整備社で行われております。鳥栖・三養基の施設等を見ますと、鳥栖・三養基と佐賀市にも施設がございますが、この施設には、いわゆるリサイクルセンターというのが併設をされています。リサイクルセンターについて費用が幾らかかったかの資料が私が調べてもわからなかったものですから。ただ、ある議員さんが視察された報告書がインターネット上に載っていましたので、それによりますと大体25億円から30億円ぐらい。例えば、あと入浴施設とかプールとか、そういう施設をいろいろ併設するとかいうことで25億円か30億円ぐらいかかったというのがありましたが、例えば、リサイクルセンターを新しくここに設けると、設置することになりますと、その分の費用もかかってくるということになっていきます。鹿島の場合はもうリサイクルを行っているという状況がありますので、これをもしリサイクルセンターをつくるということになりますと、そちらに鹿島の分を持っていかなきゃいかんという、鹿島にとっては非常に不便なことがございます。それからもう1つが、いわゆるリサイクルにつきましても各市町によって取り組みの温度差があります。例えば、杵藤地区の中というのは割合進んでいると思いますけれども、例えば、佐賀市の場合は、以前はプラスチックは燃やさないということにされていましたが、今はいわゆるストーカ式のあそこは連続燃焼ですから、助燃材のかわりにプラスチックを入れたほうが良いということで、プラスチックまで燃やせるという、そういう状況まで生まれてきているという状況がありますね。

ですから、いわゆるリサイクルへの取り組みという観点からいきますと、鹿島でやっている方式を鹿島でやられた方が私はいいというふうに思いますけれども、これについていかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

最初の答弁でも若干お答えをしたかと思いますが、現在、リサイクル施設について検討していると。その検討が、御存じのように鹿島にはリサイクルセンターがございまして、我々はこの4市5町の中でも一番リサイクルがよくできている施設だということで自負をしております。

そういうことで、この4市5町からも現地を視察に見えられているような状況もございませう。そういうことも含めて、我々としてはできれば地元でのリサイクルセンターを活用していきたいという意向もあるわけですが、そういうことで各市町での取り組みに温度差があるということで先ほど申し上げております。ただその半面、ごみの減量という観点から、リサイクルを主体にするべきだという意見が強くあります。その強くある意見の中で、せっかくごみ処理施設をつくるわけだから、その中に集約したらどうかという意見も確かにあるわけですね。それともう1つ、地元松浦町が受け入れの条件としてもごみ処理をするだけじゃなくて、こういうリサイクルをしていく施設も必要だよということで申し上げておられるということも聞いております。そういうことで、なかなかここらの検討が厳しいところがございます。今現在、こういうところを実際じゃあどういふ状況がいいのかということで検討いたしております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

そのリサイクルセンターをつくって、そこで処理をすると、それは1つの考え方だと私も思います。ただ、ガス化溶融炉というのをもし選択されたとしますと、これは生ごみを燃やすと物すごく効率が悪いですよ。助燃材を当然使わなきゃいけないという形になってきます。結果的に言ったら、リサイクルするものまで燃やしてしまうと。発熱量の高いものまで燃やしてしまうという、そういう可能性も当然出てくると思います。結果的にリサイクルが非常にまた進まなくなってしまうという点もあるのではないかなというふうに思います。そういう観点から見ますと、やはりそういう大型のリサイクル施設をつくるというよりも、現在あるものを活用した方が地元にとっては非常にいいことではないかなというふうに私はそういうふうに考えますが、これについてお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

鹿島はもうリサイクルは独自でやった方がいいんじゃないかと、確かにそういうことは

大きないろんなメリット、利点はあると思います。私もそういう視点から担当課長、あるいは副市長のほうに、鹿島はもう既にあって、一番最高レベルのリサイクルをやっていると、分別収集を含めてですね。ほかのところはリサイクル事業そのものをやっていない、あるいは分別収集もやっていないというところの大きな構成市町の中でも差があるんですね。だから、これをやるにしたらやっぱりそのソフト部門から足並みをそろえにやいかんという問題もあります。そういうことから考えましても、鹿島は最高レベルのものをやっているから、鹿島はもうそれに入らなくていいかと、あるいはリサイクルはもう工場はつくらなくて、独自に今までどおりやればいいのかと。考え方として当然そういうふうになって、私自身もそういうことは言いました。

ところが、今からつくるこのごみ焼却施設というのは、国の補助の基準がごみ処理施設とリサイクル工場と最終処分場、この3つがセットになっていないと補助事業に乗らないと、適合しないと、こういうふうなことになっているようであります。

したがって、今、担当課長会議、あるいは副市長会議もこの問題についてはやりましたが、最終的には首長会議に持っていこうということで今調整をしております。といたしますが、結局、リサイクル工場を今の構成市町の処理量の分を一番初めからつくってスタートしなかりやいかんのかと。必ずしもそうじゃないじゃないかと。そこに、例えば、A市とかB市とか、もう新しくつくってそこに入ろうと。しかし、鹿島市のように、まだ現時点ですぐ入らなくても十分やれるというところは、5年か10年か先に入ってよかろうもんというような、そのあたりの意見調整をやろうということで、私のほうからも首長会議を提案しております。今一番このやり方について、このごみ焼却施設についての目の前の課題はそういうことです。また、処理の方式とかはまだ決定しておりませんし、それに伴う建設費というものも出ておりません。したがって、それに対する負担がどうなるのか。現行の杵藤広域圏でやっている処理のコストと新しくつくろうとしている施設のコストと、この比較も厳密にまだできていない段階です。したがって、そういうものまで早い段階でやらないと今のままでやったほうが得じゃないとか、やっぱり新しくつくるべきだとか、こういう議論になかなか入れないでおるんですね。今はそういう状況です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

今の件、わかりました。やはり将来的に鹿島市の財政にとって大きな負担になる問題であります。どうしても組合とか広域圏ということになりますと、直接我々がそこに行って質問できないという立場もありますので、私たちにとってわかりにくいという面もございますので、そこら辺で、ある程度決まった段階でやはり情報開示をしていただきたいというお願いをいたしたいと思っておりますし、将来的にやはり鹿島市にとって一番プラスになる選択をして

いただきたいということをお願いいたしまして、このごみ焼却に関して終わらせていただきます。

続きまして、公共下水道についてまた質問いたしますけれども、現在、納富分まで100ヘクタール今から進められようとしているわけですが、浄化センターの水処理施設第2系列も今から建設されようとしておりまして、納富分地区の次に全体計画ということを見てもみますと、浜、七浦、古枝地区などを含めて668ヘクタール——間違いなかですかね——が整備をされているという計画になっておりますが、今後、これらの地区、今、納富分地区はもう整備が始まっておりますが、この計画をされている地区の中のまだ事業が行われていない地区、国の認可を受けていない地区と言った方がいいと思いますが、これらの地区について今後どのようにされていくのか、ちゃんと予定どおりされていくのか、また違う考え方があられるのかについて質問します。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

下水道の今後の計画ということでの質問にお答えをしたいと思います。

全体計画では668ヘクタール、今は356ヘクタール（83ページで訂正）を認可を受けてやっていると。現状では、納富分の109ヘクタールを早期に供用開始できるように進めたいということで進めておりますけれども、先ほど申し上げましたように、平成二十六、七年ぐらいに大体今の109ヘクタールがめどがつくんじゃないかというふうには考えております。

そういう中で、それを5年手前になります二十一、二年、来年度か再来年度、ここらには認可変更ということをしねばなりません。その中で、どういうふうな進め方をしていくかということを決めていきます。そういう中で、今のところ浜方面、あるいは祐徳処理区、ここをいつごろどうするという考えは持っておりませんで、とにかく109ヘクタールをまず二十六、七年に完成していくように極力頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

公共下水道につきましては、私は大字高津原に住んでいまして、もう既に接続が済んでおりまして、水環境を見ましてもすごくきれいになりました。それからもう1つ、雨水に関しても水害がなくなったということで大変ありがたく思っている状況でございます。

ただ、今後、例えば今まで過去昭和62年からやったですかね、当初の計画から約22年間ぐらいかかりまして、その間に幾らぐらい総費用がかかったのかわかりませんが、今年度の約12億円程度と、それから当初はそんなにかかっていなかったでしょうから、そういう

のを合わせて考えますと120億円から130億円くらいかかったのかなという気がするんです。将来的に、例えば大字納富分地区もこれから22年ぐらいまでされていく。ここにも多分12億数千円がまたかかっていくと。それ以外の、いわゆる計画されている地区に進めていった場合、またそれと同じぐらいのお金がかかっていくという状況が生まれてくると思うんです。こうなったときに、例えば鹿島市の場合、一般会計から約6億円程度支出がされております。将来的に6億円が多分上限だと思いますけれども、これがずっと未来永劫続いていくのかどうか。これが鹿島市の一般会計も含めた財政に与える影響というのが出てくるのではないかなという気がするんです。ですから、例えば急いでやったほうがいいと私も思いますけれども、少しスピードを緩めていくとか、例えば、漁村農村排水設備等々に切りかえていくとか、いろんなことが今から考えられるのではないかなという気がするんですが、こちら辺で今のところ考えていないということでしたが、そういう可能性というものはあるんですか。要するに、農村排水とかなんとか、そういうのにかえていかれるようなこともあり得るのかどうかということなんですが。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

この公共下水道の取り組みが昭和61年から始まっておりまして、現在二十二、三年かかってきております。そういう中で、当初の計画からすると若干伸びている状況にあります。これは事業費の抑えをしている状況からだと思えます。そういう中で、じゃあ今この668ヘクタール以外はもちろんですけれども、この認可をもらっている356ヘクタール（83ページで訂正）以外については、とりあえず合併浄化槽を利用して進めていただきたいというふうに考えておりまして、農集とか、集落排水については今のところ考えておりません。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ちょっと私も聞き間違えました。いわゆる計画区域内についても合併処理浄化槽でという意味だったんですか、計画区域外はわかるんですけれども。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

今のうちの体制では、認可区域については浄化槽の補助は出されない状況です。認可区域外については浄化槽についても補助を出していきます。というのは、そこまでいくのに相当年数かかるという想定のもとですから、認可区域外についても浄化槽を進めていただきたいというふうに考えています。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

その件はわかりました。下水道計画が始まってもう22年たっています。今100ヘクタールが供用されていて、あとのところをつくるのにあと何年かかるのかなと考えたとき、まだあと20年ぐらいかかるとやろうかという気がします。そうなったときの財政の負担、一般会計からの負担も当然あります。もう1つが下水道使用料等々、いわゆる受益者の負担の分が14.5%ぐらいですよ。ということは、この部分をもっとふやしていかなければ一般会計からの負担というのが当然ふえてくるという状況になっています。今、接続率が約74%程度だと思えますけれども、これに関して接続率を上げていくということと、やはり建設等の負担を減らしていくと、この両方がないと財政上は非常に厳しいんじゃないかなと私は思いますので、こういう点も含めて考慮していただいて、今後の下水道、私は下水道は必要だと思っています。有明海の再生のためにも当然ですし、衛生面についてもそうです。だから、そういう面でいきますと公共下水道、先ほど答弁ありましたように合併浄化槽等々で、早くいい環境ができればいいなというふうに思っております。将来的な財政の負担と両てんびんにかかけながらぜひやっていただきたいというふうに思います。

この件はこれで終わりました、最後にもう時間が6分近くございますが、行政評価システムについて。

先ほど竹下課長から答弁いただきまして、大体わかりました。新居浜市に私行って担当者から聞いて一番よかったのは、いわゆるソフト、鹿島はコンサルタントは入れないという考えだということでしたので安心いたしましたけれども、そこは普通の職員さんが自分でソフトを開発して実はいろんな記入をするのをつくられたんですね。ですから、鹿島市にとって一番やりやすいソフトというのをぜひ開発していただきたいと思いますが、そういうことができますか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

お視察に行かれたところのソフトがどのようなものかというのは、私のほうも把握できておりませんが、記入の様式等はもちろんうちのほうもパソコンから取り入れて、自分のところで記入をしてデータで返すと。データをうちのほうで見るといような形はとっております。あと、それを機械的にいい、悪いという評価をやるのかどうかはわかりませんが、今のところ私たちは紙を複数の人間で見ながら検討をするという一番原始的なといたしますか、一番基本的なやり方をやりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

新居浜市の場合は事務事業の評価ですね。これは当初は最初どうするかというと、担当者が自分で記入をしていきます。いいとか、悪いとか、だめだったとか、そういう基準とそれの理由をずっとつけていくというやり方をされてきました。だから、いわゆるほかの人が1つ評価する、これは当然のことなんです、自分自身でまず最初に評価してみると。それを庁内評価システムですとか、市民評価システム、それから市長、副市長を初めとする評価、戦略会議等々でやっていくというやり方でございますが、やはり自分でまず評価をしてみるということが最初大事なんじゃないかなと思います。だから、こちら辺からぜひ始めていただきたいということと、もう鹿島市である程度実は評価をされているという先ほど答弁がございました。私もそう思います。これをある意味で言ったらかなり客観的に見るという意味において、市民評価システムというのが新居浜市にはございます。これが必ずしも正しいかどうかということは別にいたしまして、市民に評価をしていただくという、そういう考え方はございますか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

先ほども申しましたように、まず担当のところでこの評価のシートをつくりまして、その後、うちのほうが中身を見るということでございます。市民の方にこの評価をしてもらうかどうかというのは、先々考える必要があるのかどうか、そこを含めて検討はしたいと思っております。ただし、とりあえず当面は内部での評価を重点的にやっていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

いわゆる行政評価システムというのは、実は新居浜市の担当に聞きましたら、新居浜市議会では2人しか関心がなかったということでございまして、これは議会に余り知られんほうがよかなということの後で内輪話でされたということでございました。というのは、いわゆる情報を公開するという意味においても、やはり市民評価というのは必要だし、あとホームページを使って評価されたものを全部公表していくということでございます。ですから、透明性を高めるという意味と、もう1つが財政的に見て事業的、施策的、政策的に見て、妥当なのかということ、それから、将来的な投資にどうなっていくのかという、そういう具体的

な評価ができるようなシステムだと思っておりますので、これに本格的に取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、最後にお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

冒頭申しましたように、行政評価システムは企画課が担当してやっていくというふうに決めております。よりよい方向に行くように鋭意またやっていきます。議員さんたちのお知恵もかりながらやっていくことになると思います。よろしく願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

これで一般質問を終わらせていただきます。今後、本当に財政面から見ましても、施策面からしましても、鹿島市がしっかりした財政健全化計画に基づいて、しっかり行政運営をやっていただくことをお願いいたしまして、これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（橋爪 敏君）

以上で8番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時から再開をいたします。

午後1時49分 休憩

午後2時 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、2番議員松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

2番議員松尾勝利です。通告に従いまして、2点について質問いたします。

まず初めに、有明海再生について質問いたします。

平成12年冬に有明海で大発生した珪藻プランクトンによってノリが大不作となったことに端を発し、アサリやタイラギなどの二枚貝の大量へい死や赤潮プランクトンが頻繁に発生するなど、有明海の漁場環境が明らかに変化をしてきました。いわゆる有明海の異変はどのようにして起きたのか、今日までの議論がされてきたところでもあります。その原因の一つであろうとされる諫早湾干拓事業に対して、有明海を生活の場とする漁業者や一般の市民の方々がともに有明海再生を願い、国に対して起こした裁判の判決が、去る6月27日に出ました。

諫早湾干拓事業と有明海全体の環境変化の因果関係については認めることはできないとし

て、潮受け堤防の撤去については棄却をしましたが、諫早湾及び湾周辺の漁業被害は推察をされるであろうとして、5年間水門を開放して調査をするよう、ただし、3年間の準備期間は必要であろうという判決であります。

この判決に対し、農林水産省は不服であり控訴をするという動きがありました。それに対し、いち早く佐賀県議会や本鹿島市議会は、控訴をせずに速やかに開門調査を実施すべきと要望書を提出したところであります。

当時、農林水産副大臣であった今村、岩永両代議士も職を科すつもりで開門調査を求めるとして、当時の若林農林水産大臣に談判をしてもらいました。しかしながら、農林水産省は、入植農家や諫早市民、湾内の漁業者から、排水門を開放した場合、農業被害や防災面での不安がある、そして、新たな漁業被害が起きるかもしれないという理由と、本件事業と漁業被害との因果関係を否定して工事の差しとめの申し立てを棄却した福岡高裁の決定及びこれを是認した最高裁決定に抵触をするという法的な問題点もあるとして福岡高裁に控訴をいたしました。これが今回の佐賀地方裁判所の判決にかかわる一連の動きであります。

昨日、福岡高等裁判所で本件の第1回目の公判が開かれております。今後の裁判の動向を注視して見守っていきたいというふうに思っております。

ところで、今回の農林水産省の訴訟に際して若林農林水産大臣は、被害を受けているとする漁業者、営農が続けられるようにしてほしいとする農家、災害のないようにしてほしいとする地域住民の方々の切実な思いを酌み取り、適切な対応を行うことが私の責務である。このため、それぞれが納得し得るような調査方法について、今後、環境省と調整をした上で開門調査のための環境アセスメントを行い、開門調査を含め、今後の方策について、関係者の同意を得ながら検討を進めていきたいという大臣談話をされております。

一部開門をおくらせるための方策ではないかと心配もいたしておるところでございますが、開門に道筋を残す判断であると評価をし、真に開門に向けたアセスメントが実施されることを望むものであります。

このような状況の中で、当鹿島地先の漁場の状況を見てもみますと、主幹産業であるノリ養殖は、ここ数年、市内の水揚げは20億円を超えて安定した生産が続いております。ノリがとれておるから環境変化の影響は少ないであろうと思われるかもしれませんが、現在のようにするには生産者の養殖に対する意識の高揚や集団管理体制がより確立したたまものであると私は考えております。

一方、夏場のサルボウガイ——通称赤貝のことですが、サルボウガイ漁業は年によってかなり漁獲量に差が出ております。ここ10年を見てもみますと、13年度、18年度は300トン台にとどまっております。また、17年度は1,800トン、19年度は2,400トン、本年度は800トンという漁獲量で年によって変動があり、経営安定を目指した周年操業には至っておりません。当地区の漁業の実態を市としてはどうとらえておられるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、さきに申しあげました開門調査のためのアセスメントについてですが、農林水産省の21年度予算の概算要求に調査費として約3億円が上げられております。漁業者、営農者、地域住民の意見を聞きながら、やり方について今後検討をされていくと思いますが、これは来年度からの事業であり、具体的には今後のことになるでしょうが、諫早湾干拓からの排水は、少なからず当鹿島地区にも影響があると考えております。市としては、この環境アセスメントをどのようにとらえられているのか、また、行政として何らかの関与ができるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

次に、2点目の三者合意後の鹿島市の地域振興策についてお尋ねをいたします。

去る10月21日、桑原市長は県庁を訪ねられ、九州新幹線長崎ルート開業によって懸念をされる当市の地域衰退を防ぐため配慮をお願いしますということで、地域振興策10項目を要望されました。この地域振興策は、鹿島市と産業団体、区長会の要望を取りまとめたものであり、厳しい財政運営が続く中、10年後の予想される新幹線開業時にどれだけの事業が現実のものになっておるのか、あるいはなりつつあるのかが鹿島市の将来像を描く上で重要な要素になってくると考えます。

本12月議会の初日、全員協議会において、さきの11月26日に佐賀県本部長と市の執行部との意見交換会があった旨報告がありました。

今回の意見交換会は、県としては、市の実情を把握するためであり、事業に対する返答や回答をするものではない、あくまでも意見交換の場であって、昨年からことしにかけて各市町を訪問しているとの説明だったろうと思います。

今回の意見交換時の10項目は、さきに市長が県のほうに示した振興策と多少異なっておりますが、市の現状をよく知ってもらうために示されたものであって、他の市町で行われた意見交換会と同じと考えてよいのか。もしそうであるならば、市長の振興策の要望に対しては、別に県から何らかの形で話があるのか、まずお尋ねし、1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、私のほうから諫早湾干拓のことについて、基本的な考え方、市としての考え方、市長としてのとらえ方を申し上げます。

まず私は、この諫早湾の閉め切りですね、この前の段階から閉め切り反対ということはこの議会でも申し上げてきましたし、恐らく有明海沿岸の佐賀県内の市町村長で私が一番初めであったというふうに思っております。いろんな閉め切りによる影響というのは、閉め切りの前から、あるいは後もいろいろな意見としてあります、考え方があります。専門家ですらこれは影響ないんだという人もおられますし、いや、影響はあるんだという人もおられます。ただ、私はもう一貫して、私の視点は、昔から言いますように、海のことには漁師に聞けとい

うことで、そういう専門家の意見は参考としながらも、実際に漁師さんに私はずっといろんなことを聞いてきました。それで、鹿島市内の漁師さんはもとより、竹崎、有明、大浦、こういう人たちの漁師さんたちにも聞きまして、やっぱり影響はあるということ、ほとんどの方がそういうふうに言われますので、私は市長としても影響はあるということを前提に、いろんな物事を積み上げてまいりました。

そして、今回の裁判の判決が、開門調査をせよという、大まかで言えばそういう判決が下ったわけですね。それに対して、大臣談話で申されましたように、結局、関係者の同意を得てから開門調査をすると、こういうふうな項目がありますね。そして、関係者というのは、いろんな方がおられまじょうが、その最たるものは長崎県と諫早市ですよ、地元ですから。じゃ、ここが同意をするのかと。私は大いに疑問を持っております。したがって、この開門調査の実現に向けての懸念を感じています。あるいは、本当に開門調査をする気があるならば、上告をしないですればいいですよ。そういうもろもろのことを勘案しますと、これはやっぱり我々沿岸地域の住民、あるいは漁業関係者がふんどしを締め直して、やっぱり政府に対してもいろんな意見を申していかにやいかんと、こういうふうな気持ちであります。

幸い、佐賀県も、今私が申し上げてきたようなことと歩調的には一緒のようなスタンスでおられますので、県とも同調しながら、沿岸地域の市町とも協力しながら、開門調査をするように私は進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

私のほうからは、県との意見交換会についてお答えをいたします。

今回の県の本部長との意見交換会につきましては、スタイル的には県下どこでもやられているのと同じスタイルでした。市町村課の方が進行をやられて、前半は現地を見る、後半の1時間半ぐらいで意見交換をやるということで、うちのほうから提案というんですか、説明をさせてもらって、県のほうから考え方を述べると、こういうやりとりにつきましては、県下どこでもとられているものと同じでございました。

ただ、内容につきましては、ほかのところを聞いているわけじゃないんですけれども、県南西部の地域の振興ということで随分長い時間をかけて内部でも議論をしてきた内容でございましたので、うちのほうからの説明なり、県からの答弁というのは、おのずから違っていたんだろうというふうに考えているところでございます。

それから、10月に行いました佐賀県南西地域の振興策についての要望についての文書による回答、これについてはないというふうに私のほうは聞いております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

答弁、ほかはないですか。2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

市長のほうも有明海再生に対しては、今までも私たちと同じように開門調査を求めるといふ姿勢を貫いてきたということでございますので、そのことは改めて確認をさせてもらって、私たちも非常に心強く思っております。

先ほど赤貝の生産が不安定だというふうに申しましたが、その原因が、夏場に死んでしまう割合が非常に多いということでございます。今年度の夏の調査結果がありますけど、8月7日、この時点では、佐賀県の有明海全域で死んだ貝はほとんど見つかっておりません。これは赤貝のことについてであります。その後も8月27日の調査によりますと、芦刈のほうの沖合では全体の2%から5%ぐらいほど死んだという報告の結果がありますが、当浜川沖では66%死んでおります。七浦地先でも37%、竜王の漁場では63%と、いずれも他の地区からすれば、この鹿島地先の漁場、赤貝が夏場に死んだという、こういう結果になっておるわけでございます。

九州農政局の報告では、貝がへい死をする原因と思われる貧酸素水塊、酸素の少ない水のことではあります。その水の水塊が諫早湾の奥と諫早湾の中央部が8月の初めと中旬にかけて発生をしておる。それで、浜川沖では本年8月9日から13日にかけて発生をいたしております。今回の8月27日の赤貝のへい死が確認される前に、鹿島地先でこのような現象が起きているということでございます。

ノリのとれとっけんが海のほうは関係なろうもんとされる節もあるかもしれませんが、海底の状態は決してよくなっている状況ではないというふうに思っております。

水産庁の調査でも、底生生物、海の底にいる生物、ベントス類といいますが、これも年々減少してきているという報告もありますし、むしろ悪くなってきている状況にあると私は考えております。そのことも市としても認識をしておいてほしいというふうに思っております。

そういう中で、この鹿島地区の振興策といいますが、漁業の振興策として、今回の要望書の中にも提案をしております有明海の環境の改善のための航路のしゅんせつということをお願いいたしております。なかなか事業の経費も大きいということで大変な事業だということがわかっておりますが、そこら辺のことについて今どのような状況になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをしたいと思います。

まず、前段でありました赤貝の関係、これについても漁協さんを通じまして、私たちも聞いております。これは、有明海は漁業関係の基幹というのは確かにノリでございますが、

赤貝であるとか、冬場のカキであるとか、いろいろな産物、あと魚介類も当然ございます。それぞれがやっぱり伸びていかなければならないという、そういうふうな認識は持っておりますので、その辺は御理解をお願いいたしたいと思います。

それから、漁港——漁港といいますか、しゅんせつの関係でございますが、実はこれにつきましても、県の本部長との意見交換会の中でお話をさせていただきました。当然漁港整備に絡めてということでございますが、どうしても航路のしゅんせつ、潟のしゅんせつというのは、うちの単独の事業でやっておりますが、なかなか量的なものがございます。事業費もございます。そういうことがあって難しい状況がございますということで、これについては、実はこの会というのは要望に対してお答えをしていただく会ではございませんでしたが、あえて要望という形で上げさせていただきました。

県としても、県の厳しい予算の状況ということは言われましたが、十分そのことについては理解はできると。ただ予算がというふうなことで、その先は口を濁されましたが、十分理解はできるということを私たちは理解をしていきたいと思っています。

県の方に十分理解はできるということは、当然何らかの施策を、予算があればしていかにいかにというふうな認識を持っておられるということでは、私たちはそういうふうな評価をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

県のほうもある程度一生懸命取り組んでいただくというようなふうに私も受け取らせていただきました。

それともう1点、先般の議会でも私質問いたしました。今、中木庭ダムの試験湛水が行われております。先般の要望の中で、今までもできていなかったもので前倒しして試験湛水をやってくださいという要望の中で、今回、10月の初めから行われるものが前倒しをして行われております。そのことについては本当にありがたいと思っておりますが、今の状況、試験湛水がどのような状況になっておるのか、これについてもちょっとお尋ねをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをしたいと思います。

中木庭ダムの担当はほかの部署になりますが、私たちはノリということの立場で定期的に中木庭ダムのほうに行っておりますので、そういう意味合いからお答えをしたいと思います。

現在、先ほどおっしゃられましたように、9月16日から試験湛水を始めております。満水まで約14メートル高さが上がる必要がございますが、今現在で、あと残り7メートルというところまでは行っております。ただ、どうしても雨が一定の短時間である程度以上、例えば10ミリ以上ぐらいは降らないとなかなかたまりにくいという状況のようでございます。

今度も、今ここ二、三日で50ミリ程度雨が降っておりますので、その後はまだ見に行っておりませんが、現時点ではあと7メートル程度がたまる必要があるという状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今の説明によりますと、試験湛水を前倒したからそれだけの効果があつておるというふうに理解をいたします。この中木庭ダム、海には直接その利用権といえますか、利用する権利はないわけでございますが、この中木庭ダムが正常の管理が行われるということも我々はぜひとも一刻も早くやってほしいというふうに思いますので、この試験湛水についても早急に完了することを願っております。

それでは、先ほど申し上げました諫早湾干拓のことについて触れてみたいと思います。

諫早湾干拓排水門については、定期的に水が排水をされております。結果報告書を佐賀県のほうにも月ごとに送ってきております。その水質のデータを見てみますと、これは湖、あるいは沼の環境基準に照らした数値であります。化学的酸素要求量、BODですが、これは環境基準が1リットル当たり5ミリグラムに対して、8.6から11.5ミリグラム、それから、窒素の割合が環境基準が1リットル当たり1ミリグラムに対し、1.14から1.77ミリグラム、リンの割合が0.1ミリグラムの環境基準に対し0.24から0.37ミリグラム、浮遊性物質、これは濁りのことですが、環境基準が1リットル当たり15ミリグラムに対し51から167ミリグラムと、かなり大きな値になってきております。これは、本年4月から10月のデータをもとに拾い上げたものですが、いずれも環境基準を満たしていない。しかも、本明川に近いところではこの基準値が低くて、堤防に近いほどその数値が高くなっているという結果が出ております。

このような水が排水門から定期的に排水をされる。大体二、三時間ぐらいで1回の排水が終わるわけですが、1回にまず200万トンから300万トンの水が排水をされております。雨季の一番多いときには500万トン以上の水が1回に排水をされるということでございます。

中木庭ダムの総貯水量が680万トンということと比較しますと、かなりの量が海のほうに流れてきているというふうに私は認識をいたしております。有明海全体の水量からすればわずかな水量かもしれませんが、このような水があつた諫早湾から放出をされているということをお聞きの方も認識をしていただきたいと思いますというふうに思います。しかも、その排水門の管理は長崎県に任されているということでございます。

私は、この長崎県の諫早湾干拓と、今回私が申しました鹿島地先の漁場環境を無理やり結びつけるというようなことではありませんが、鹿島地先においても、このような状況が起こっている。諫早湾ではなおかつ排水門から基準値を満たしていない水が排出をされておる。そういうふうなことです。この排水門に対しては、どうしても私としても認めることができないという思いであります。

今後、開門調査のアセスメントをどうするかということですが、農林水産省の九州農政局のほうで今後検討をされるというふうに思います。

先ほどこのアセスメントについて関与ができるかどうかという質問をいたしておりましたが、明確な答えがありませんでしたので、そのことについてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

迎農林水産課長。

○農林水産課長（迎 和泉君）

お答えをいたしたいと思います。

まず、諫早湾の調整池、面積が2,600ヘクタール、貯水容量が2,900万トンということで、巨大なため池といいますか、影響がある施設だろうと私たちは認識をしております。

そういうことから、ここからの水、先ほどおっしゃられましたように、環境基準に合致していないと、その辺も十分認識をしております。これが化学的なものになりますと、私たちが絶対そうであるというふうな、そういうことは断定はできませんが、少なからずその影響があっていると。逆の言い方をすれば、影響があるのが当然ではないかなという認識をしております。

そういうことから、環境アセスに関しましては、先ほど議員がおっしゃられましたように、佐賀地裁の判決がことしの6月27日に出されております。この中では、中長期の開門をなさいということですので、私たちもその後すぐ、実は佐賀県の有明海沿岸の鹿島市を含めました4市2町で結成をしております有明海沿岸市町水産振興協議会という組織がございます。ここで判決後速やかにがいいだろうということで、実は要請書、これは中長期の開門調査の早期実施を求める要請書でございますが、これを持参して、農林水産省に要請活動を行っているところでございます。

この際には、県知事にも同行をしていただきまして、市からは、当日市長が別の用事がございますので、副市長になりましたが、よその首長、それから副市長、副町長あたりでの要請活動をしてきたところでございます。

このアセスメントに対するかわり、関与というのがどのくらいできるかということですが、そういうふうな、どこまで行政でできるかということはあると思いますが、私たちがそういうふうな動きをする必要があると十分認識をして、7月8日でございますが、直

接農林水産省に赴いて要請をしてきたということは、そういうふうな思いがあるということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

市のほうとしても、農林水産省のほうにいろんな話し合いをしてこられて、今まで対応してこられたということでございますので、今後、このアセスメントがどのような方法で行われるのか検討をされていくと思います。

そういうことで、今後とも市のほうとしても県なり、あるいは九州農政局のほうに、事あるごとに呼びかけをして、開門調査に向けた実施ができるような調整をしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

1点目の質問はこれで終わりますが、2点目の質問、振興策についてお尋ねをいたします。

先ほど鹿島市のほうに意見交換会があったことと、先般の市長の県の要望、これは同じといますか、市長の県の要望に対する文書の回答はないということでございます。

そういう中で、今県のほうとしては、国が地方交付税を大幅に削減しておるということで、平成16年度から行財政改革プログラムに取り組んでおられることは御承知のことだと思います。交付税がさらに減らされる、少子・高齢化が進むということで、社会保障費もさらに増大すると、そういう中で、今後、県としても持続可能な財政運営を行っていかねばならないということで、業務・組織の見直し、それから職員数を減らすこと、それから事業の選択と集中ということで、新たな行財政緊急プログラムを策定して今から進んでいるというふうに認識をいたしております。

事業の見直しによって22年度までに県として218億円削減をしたいということですが、今回のこの意見交換会、各市あるいは町を回って話を聞かれたということは、この事業の見直し、あるいはこの削減に対してのある程度関与をしているんじゃないかなと、私の推測にすぎませんが、そのように考えます。このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

今回、本部長が来られたのを事前に事務的に打ち合わせている中では、これは知事から、上からおりてきたというようなことで、県庁の中で各市町の要望を聞くんじゃないかと、みずから県庁の本部長、副本部長が現場といいますか、市、町のほうに出て直接意見を聞いてきなさいと、どんな要望があるのか聞いてきなさいというようなことで始まったということで、昨年これはお聞きいたしました。今回もその流れで来られているんだと認識をしております。

確かに、議員言われるように、県のほうでは今あれもこれもはできないから、あれかこれかというような選択をされているんだと思います。

それから、今度のときも言われますけれども、鹿島市なら鹿島市がどれほど本気になってその事業に取り組んでいるのか、この本気度というのが非常に重要ですというようなことも言われております。そういったことも今回見られたんじゃないかなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

鹿島市としても、非常に厳しい財政運営が続いているということも私たちも認識をいたしております。

今回の振興策、先般の9月議会で市長のほうは、県の事業であり、鹿島市の財政負担を伴うものは少ないというふうな答えであったかと思いますが、事業によっては私の関与している百貫漁港の整備等に関しましては、今までの従来の負担率よりも、市あるいは地元の受益者の負担率を上げてはどうかというような声も出てきておりますので、そういう流れの中で今回の話があったものか、新たなこの振興策についても、市の負担等も考えておかなければいけないのかなという気がいたしておりますが、そこら辺のところはどうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

10月21日に行いました佐賀県南西地域の振興についてという提案をもって議長、それから市長、それから土井県議の同席をお願いしながらやったものと、今回、本部長が来られた意見交換会とは若干ニュアンスが違っております。

前々から申しておりましたこの10月の分につきましては、なるべく鹿島市の持ち出しのないようにというようなことで要望もしてまいりました。個々についての考え方、やるやらないというのは、知事はそこでは言わないけれどというようなことを言われておりましたけれども、ある程度個別の案件についての考え方も話しながら、最後は10項目すべてがやれば100%やろうけれども、すぐできることとか時間のかかるものがあると、それも一緒にやっていきたいというようなことで、包括的にお答えといいますかね、知事からの言葉をいただいたところでございます。

そのときの漁業についてのことについては、漁業環境改善のための漁業基盤の整備、航路の竣工等というようなことで、どこをどうというような具体的なことは触れておりませんでした。漁業に関する基盤の整備だとか、農業に対する基盤の整備だとか、そういったのを国、

県のことでやれないだろうかというようなお願いを、何らかの事業はないだろうかというお願いをしてきたところでございます。

今回、11月26日の本部長が来られたときには、これはこれまで抱えている鹿島市の懸案の事項を述べるということになっておりましたので、農業については七浦干拓のことを出して、漁業については百貫漁港のことを出して、そして、具体的にお願いをしてきたところでございます。これにつきましては、100%国、県でやっていただくという事業になっておりませんので、市の負担を伴うということはわかりながら、実際の要望を本部長にはお願いしたというところで、若干ニュアンスが違って、県南西部のことにつきましては、すぐできるかどうかはわからないけれどということ、地道になりますけれども、縦の事業の流れを使いながらも、少しずつでも前に進んでいきたいというふうに事務のほうでは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

知事要望のほうは、以前から申し上げておりましたように、基本的には市の負担を伴って県事業とか国の事業でやる分については、これはもう通常の要望でいいわけです。ですから、できるだけ市の負担を伴わないもの、国、県でしていただきたいものを申し上げると、原則はそういうことでスタートをしました。ただ、産業4団体との話し合いとか区長会の中でそれだけ取り上げてやってもよかったんですが、やっぱりそういう意見があるということについては、原則は原則としてしながらも、それ以外にも知事要望に加えた、こういうふうに整理をしておってください。要望があったからそれをむげに却下して、国、県の費用だけでできるものについてだけしましたと、これは一番初めから言うとしたんですけどね、産業団体にも区長会にも。しかし、実際はどれが国の事業でどれが市の負担を伴うのか、それは知りんされんけんですね、皆さん。そいけん、一括してとにかく言うてくださいと。そして、市と皆さん方との間でも、今この産業の中ではこういう課題、問題がありますと。あるいは区長さんの中には、こういう地域にはこういう課題、問題があるんですよということを、まず我々が把握するためにもこの機会を通じて何でも言うてくださって結構ですと、こういうことに最終的にはしました。そして、意見を集約して取捨選択をしたわけですけど、その中で、もう一遍繰り返しますが、国、県の費用だけでしていただく分について、これが基本でありましたが、それプラス通常のものについてもそれに加えて知事さんに要望したと。

本部長、部長さんのものについては、これはそういうことではなくて、全体鹿島市が抱えている課題、それから要望ということには計上しておりませんが、要望したいこと、これは県内の全市町も一緒のような形でされておりますし、また、全市町とも恐らく文書による回

答はなかとやろう——鹿島市だけがどうのこうのということじゃないと、こういうことあります。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今市長がおっしゃられたように、国、県の事業で、市の補助をなるべく伴わない項目を県のほうに市長が要望されたということだと理解をいたします。

先般の9月議会でも、その10項目について要望事項の優先順位はまだつけておらんというような答弁もあっておりますし、今回の説明の中でも早急にやらなければいけないこと、あるいは少し時間を置いてでも取り組んでいかんばいことというようなことで、今要望を出していることに対するある程度の順位づけと申しますか、そういうのもこの段階になればそろそろ必要になってくるんじゃないかなというふうに考えております。

といいますのも、10年後に新幹線が開通して、鹿島市の状況というのも一変するわけがございますので、その時点にある程度道筋をつけておくということのタイムスケジュールを考えれば、もうその段階もそろそろじゃないかなというふうに思いますし、ある程度の今の事業の要望事項の中で、優先順位と言ったらおかしいですが、そこら辺のことについても考えを進めるべきじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今からいろいろ検討しまして、そういうことも必要ならばやっていきたいと思いますが、ただ、受け入れる側の県の財政事情と申しますか、例えば、漁業分野に対してこれぐらいの予算の枠があると。それに対して県内の要望がこれこれがあると、あるいは道路予算がこれぐらい用意できるのにどれぐらいの需要があると、こういうものと関連してくるんですね。ですから、私どもが、例えば優先順位を、早い遅いの優先順位に限って言いますと、我々が早くしてもらいたいことも県の財政事情によって、やっぱり5年後、あるいは六、七年後しかできんばいということもありましょうし、私どもが考えているもののほかにも、ちょうど鹿島市の要望は今度、来年でんでくっぞということもありましょうし、そのあたりがちょっとどうなっているか、整理をまずせにやいかんというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

勘違いをせんでほしいんですが、漁港のことを早くやってくれというようなことで、私のほうが今お話をしているわけではございません。特に10項目あるから、その中のある程度順

位をつけていただかねばというふうな思いで今お話をしているところでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

と申しますのも、先般の9月議会の折に、市長の今度の要望の中に地域4団体、区長会の話の中で、どうしても一番に上がってきたのが道路問題であろうかと思えます。南西自動車道からの取りつけ道路、それから、武雄までの高規格道路、有明海の沿岸道路、今まで話されたこの3つの道路が直接今から鹿島市にかかわってくるわけでございますが、道路問題については、先般の議会の中でも市長は、ある程度の時期が来ればその道筋をつければいかんと、3つもお願いするという事はなかなか難しかろうというような御答弁もなさっておりますし、そこら辺のことを含めて御質問したわけでございます。

そこら辺のことで、先般の議会から今の状況に至るまで市長の考えがどのようになっておるのかお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

優先順位を、これが1位で、2位で、3位で、4位と、5位と、10位までですね、これはなかなか4団体と、それから区長会に聞いておりますね。ですから、あえてランクづけをして公表するというようなやり方はどうかというふうに思えます。

ただ、確かにまず大前提として出てきた道路問題とか、そういうものはもうおのずとあるわけですし、私どもが従前から、あるいは今後いろいろな要望活動等を通じてやっていることというのは、その量も質もやっぱり重点なものについてはかなり重点的にやっておりますので、そういう私たちの行動で示していきたいと、現段階ではそうです。

御意見をいただいた中で、すぐそこでランクづけをすとかなんとかというのはできませんでしたもんですからですね。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

この道路問題、鹿島市の浮揚に一番かかわってくる問題じゃないかなと私も認識しておりますし、優先順位と申しますか、やはり今まで期成会等の話し合いもずっと続けてこられたと、そういう流れの中で、今言われるように、どれを先にすればということはなかなか難しかろうと思えますが、さっき申しましたように、県としてもどいでんこいでんという思いもありますし、ある程度やはり市としても考え方をまとめて、これはぜひお願いしますというようなやり方をやっていかと、10項目に対しても同じですが、こちらの要望に対して向こうがこたえる立場と申しますか、そういうことで、そんないばればやりましょうというようなこともあろうかと思えます。大きな予算の中で国とか県の予算の中で動く事業でありま

すので、簡単にはできないということは十分承知をいたしております。そういうことで県と協議をしながら、なるべくどれかなり早目に道筋がつくように、ぜひとも協議のほうをお願いしたいというふうに思っております。

それと、先ほど4団体、それから区長会と話をしてこの要望を取りまとめてきたわけですが、今後話を進めるに当たり、この4団体と区長会、話を詰めていかなければいけないというふうに思いますし、連絡をとりながら今後のことについて話し合いをしていかんばいかなと思っておりますので、そこら辺のことを市としてはどういうふうに考えておられるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

当然項目別に関係する団体といますか、そういう方々とは連携をとりながらやっていると、それから協力を得ながらやっていくということでもあります。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

それぞれの団体と話し合いをしながらやっていくということですが、協議会なり、ある程度話し合いの場を、先ほど設けられた5団体との協議会、1回しておいて、市の現状が今こうなんだということで皆さん方の御意見を伺う場ができないものかなということで質問したんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど申し上げましたように、その4団体と区長会については、この知事要望という目的をかりてといたらおかしいですけど、その準備段階で皆さんからいろんな御意見を承りました。そういうことで集約をしましたので、あとはその関係する団体と連携を密にとっていけばいいというふうに思っております。

また、もちろんまとまって、例えば、産業団体が4団体から話し合いをしたいというようなことがあれば、それはもちろん応じていいですけど、個々の事業の進捗については、例えば農業問題を商工会議所にちょっと相談してもそう直接的なあれはないですから、やっぱり農業問題はJAさんに、そういうことで十分に連携を密にしながら、それから、意見を交換しながらやっていきたいというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今回の振興策、県としてもかなりハードルが高いということでございますので、行政、それから議会、各種団体一致して事に当たっていかなければ事業が遂行していかないという思いでありますので、ぜひともそこら辺のことを御理解していただいて、今後の進め方をしていただきたいというふうに思います。

鹿島市としても第5次の総合計画を今から策定されます。民生費、少子・高齢化の鹿島市の波も押し寄せてきておりますし、そこら辺に事業費を重点的に——重点的といいますか、そこら辺の事業費もこれからふえてくることも予想されますし、鹿島市の財政の中でこれらの事業に、いろんな事業に取り組んでいかなければいけないという、難しいかじ取りを今後やっていかなければいけないというふうに思いますので、この振興策についてもそこら辺のことを十分踏まえて現実可能になるようお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

以上で2番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明10日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時55分 散会